

砥 部 町 議 会  
平成 27 年 第 3 回 定 例 会  
会 議 録

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 9 月 10 日（木）		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 9 月 10 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 岡田 洋志 介護福祉課長 門田 伸介 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 重松 邦和 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	8 番 大平 弘子 9 番 政岡 洋三郎		
傍聴者	9 人		

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

・散 会

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 27 年 9 月 10 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（平岡文男） ただいまから、平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集のご挨拶がございます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） みなさんおはようございます。平成 27 年第 3 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。今年の夏は、遅い梅雨明けで始まり、8 月上旬にかけて、厳しい暑さが続きました。8 月下旬の台風 15 号の発生からは、秋雨前線の影響で、不安定な天候となりましたが、近年のような記録的な猛暑でもなく、冷夏でもなく、比較的過ごしやすかったのではないのでしょうか。防災の日の 9 月 1 日には、県下に大雨警報が発表され、南予を中心に強い雨となりました。土砂崩れなどにより国道などが一部通行止めにもなっておりましたが、早め早めの避難情報により人的被害はなかったようでございます。昨日は、台風 18 号が日本列島を縦断し、東海から関東の一部で局地的大雨となり、道路の冠水や床上浸水などの被害が出ているようでございます。現在も栃木県と茨城県では、最大級の警戒が必要な大雨特別警報が出されております。土砂災害や川の氾濫など重大な災害にならないよう願っております。本格的な台風シーズンはこれからです。台風の発生は、今回のようにテレビ等の情報により、事前に状況を把握することができますが、最近の集中豪雨は気象庁でも予測困難な状況で発生し、短時間で甚大な被害をもたらします。インターネット等により、役場内でも、様々な情報をリアルタイムで収集できるようになりました。いつも言っておりますが、近隣の災害を対岸の火事とせず、情報収集は常に欠かさず、初動対応に遺漏がないよう努めてまいりたいと考えております。さて、通常国会としては、戦後最長の会期となった今国会も、残り 2 週間あまりとなってまいりました。安全保障関連法案をはじめ、重要案件の審議が続く中、6 月には、70 年ぶりに選挙権の年齢が満 18 歳以上に引下げられ、来年の夏の参議院選挙から適用される見通しです。若者の政治離れと叫ばれて久しく、投票率も低下傾向にある中、若者の政治参加は、大変重要な意味を持ちます。しかし、選挙権を持っても行使せず、選挙に行かなければ、更なる投票率の低下につながります。主権者教育の一層の充実が図られ、周知啓発活動等により、若者の政治参加意識が向上することを期待するところでございます。また、先日は、改正マイナンバー法も成立いたしました。来年 1 月からのスタートに向け、来月から 11 月にかけて、マイナンバーの番号通知が行われます。先般の年金情報流出問題などで、個人情報取扱が心配されておりますが、マイナンバーの情報管理につきましては、分散管理や暗号データを用いるなど、情報漏えいや外部からの攻撃に備えるため、様々な対策

を講じているところでございます。マイナンバーは、社会保障や税分野だけでなく、災害対策分野においても活用することにより、より一層の住民サービスが向上するものと考えられております。今定例会にも一部関連する案件を提案させていただいておりますが、制度の正しい理解とスムーズな運用開始に向け、議員各位のご理解とご協力を賜りますとともに、住民への周知徹底に努めてまいりたいと考えております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。報告案件が2件、マイナンバーに係る条例改正が2件、補正予算に関する議案が7件、剰余金の処分に関する議案が1件、平成26年度会計の決算認定が10件、合わせて22件の議案のご審議をお願いしております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、何とぞ慎重審議により、ご議決、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。以上で、開会に当たりましての、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（平岡文男） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平岡文男） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番大平弘子君、9番政岡洋三郎君を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（平岡文男） 日程第2会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、去る9月3日開催の議会運営委員会において、本日から18日までの9日間としております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月18日までの9日間に決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（平岡文男） 日程第3諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告をいたします。次に、監査委員より、7月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がございました。次に、議員派遣の結果について、欠席届のあった議員を除く15名の議員を派遣し、8月20日に議会報告会を中央公民館にて開催をし、約30名の参加がありましたので、ご報告をいたします。次に、8月26日に開催いたしましたこども議会に欠席届のあった議員を除く15名の議員を派遣し、21人のこども議員による一般質問の様態を傍聴

しましたので、ご報告をいたします。次に、本日までに受理しました請願、陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしました。委員会の審査報告は、9月18日の本会議でお願いをいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（平岡文男） 日程第4行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成27年6月議会後からの行政報告をいたします。お手元にお配りしております行政報告1ページをご覧ください。総務課危機管理関係でございますが、（1）7月12日、ひろた町民グラウンドにおきまして、砥部町消防ポンプ操法大会を行いました。消防団員249人が参加し、操法の速さと正確さを競いました。優勝が第3分団、2位が第11分団、3位が第6分団でございます。（2）8月4日、松山南郵便局及び町内郵便局との災害発生時における協力に関する協定を締結いたしました。避難所内へのポストの設置や、避難者に対する郵送料の無償化など、災害時における郵便業務の協力体制が整いました。（3）8月9日、伊予市双海町しもなだグラウンドにおいて、県消防操法伊予地区大会が開催されました。第4分団、第6分団、第11分団が出場し、操法の速さと正確さを競いました。競技結果につきましては、ご覧のとおりでございます。（4）8月30日、麻生小学校区を対象に、南海トラフ巨大地震を想定した総合防災訓練を実施いたしました。地域住民や消防団など、13機関652人が参加し、防災意識の向上を図りました。大規模災害への備え、災害を知り地域を知る、と題して、愛媛大学防災情報研究センター副センター長による防災、減災についての講演を行いました。

企画財政課の関係でございますが、（1）ひろた地域住民集会でございます。7月13日から、住民自らが地域課題について考え、自らが課題解決に取り組む、ひろた地域住民集会を開催しています。全4回中2回を終え、今までに延べ78人が参加しました。2ページをご覧ください。（2）6月8日から8月24日までの入札執行状況でございます。設計金額の総額が、8億3,513万2千円。落札総額が、7億232万1千円。落札率が84.1%でございます。①建設工事29件、②測量・建設コンサルタント5件、③その他の委託業務8件、④物品購入6件でございます。設計金額の総額、落札総額、落札率につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、保険健康課。（1）ひとり親家庭医療費助成制度の拡充でございます。7月1日から、医療費助成の対象を母子家庭だけではなく、父子家庭も対象といたしました。助成対象者数は466人、8月末現在でございます。（2）特定不妊治療費助成事業でございますが、7月1日から、県が実施している特定不妊治療費助成制度の受給者に対して、年間5万円を限度とする助成を開始いたしました。（3）子ども医療費助成制度の

拡充でございますが、8月1日から医療費の助成対象を中学生の通院まで拡充しました。これにより、0歳から中学生までの医療費負担が無料となりました。助成対象者数ですが、2,596人、8月末現在でございます。

介護福祉課の関係でございますが、9月9日に開催されました第11回砥部町老人クラブ大会で、白寿、米寿、金婚表彰を行いました。白寿の表彰者が15人、米寿の表彰者が140人、金婚表彰が31組でございます。9月1日現在の砥部町に在住する100歳以上の高齢者は、13人でございます。

3ページをご覧ください。建設課ですが、(1)①の町営住宅玉谷団地外部補修工事設計委託業務でございます。7月31日に完成いたしました。②特定公共賃貸住宅東団地外部補修工事設計委託業務でございます。同じく7月31日に完成いたしました。

生活環境課、環境衛生関係でございます。災害時における砥部町指定施設のくみ取り等に関する協定を7月24日、松山衛生事業協同組合、株式会社カトウ、大山衛生社及び大洲喜多清掃共同体と締結いたしました。災害時に発生した汚水や汚泥の応急対策に対する協力体制が整いました。続きまして、公共下水道関係でございますが、中央幹線原町区での工事が2件ございます。8月末現在の進捗率は、5%と10%で、内訳はご覧のとおりでございます。面整備の工事でございますが、6件ございます。八倉区の工事が①から③で3件ございます。8月末現在の進捗率は5%から60%まででございます。南ヶ丘北団地の工事が④から⑥までの3件で、8月末現在の進捗率が5%と40%でございます。内訳はご覧のとおりでございます。水道事業関係でございますが、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その15、原町・上原町でございますが、進捗状況は8月末現在90%でございます。4ページをご覧ください。②と③は配水管の布設替工事でございます。川井地区が8月末現在の進捗率90%で、上野地区が8月末現在の進捗率25%でございます。④砥部町上水道第8次拡張事業第4水源地での工事でございますが、進捗率、8月末現在で20%でございます。

学校教育課、(1)平成27年度砥部町総合教育会議の開催及び教育大綱策定でございますが、総合教育会議を7月6日に開催し、教育、文化に関する総合的な施策を定めた教育大綱を策定いたしました。教育大綱は砥部町総合計画に基づき策定しており、必要に応じて適宜見直しを行います。(2)7月19日から6日間にわたり、愛媛県中学校総合体育大会が開催されました。砥部中学校から8競技に参加いたしました。柔道で優勝した河瀬泰三さんは、8月2日に高松市総合体育館で開催されました四国大会に出場しました。

社会教育課の関係でございます。陶街道ゆとり公園武道場建設工事監理業務委託契約でございます。8月12日開催の砥部町議会臨時会において、建設工事の請負業者が決定したことに伴いまして、株式会社大建設計工務と監理業務に係る委託契約を締結いたしました。契約金額は680万4千円。契約期限は平成28年3月28日でございます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（平岡文男） 以上で、行政報告を終わります。



### 日程第5 一般質問

○議長（平岡文男） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言していただきたいと思っております。それでは、質問を許します。3番、菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。まず質問事項1、女性特有のがん検診の推進を。女性特有の体の構造から、女性には乳がんや卵巣がん、子宮頸がんと子宮体がんの2種類に分けられる子宮がんなどのがんがあります。がんの多くは高齢になるほど発症リスクが高まるため、若い女性にはあまり関係のない病気だと思われがちですが、女性特有のがんは若年化が進み、20歳代から40歳代で発症するケースが急増しています。女性特有のがんの早期発見のためには、遅くとも30歳になれば定期健診を受けるべきだと言われております。現在、砥部町でも女性特有のがん検診は実施されていますが、乳がんと子宮頸がんの2項目に限られ、検診の対象年齢は、乳がんの場合は40歳以上、子宮頸がんの場合は20歳以上としています。全国には、子宮頸がんと子宮体がんの検診をセットで実施している自治体もあるようです。そこで、次の女性特有のがん検診3項目の推進について、町長のお考えをお聞かせください。1、乳がん検診の対象年齢を40歳以上から30歳以上に引き下げることに。2、子宮頸がんと子宮体がんの検診をセットにした子宮がん検診を30歳から受診可能にすることに。3、対象年齢を30歳以上とした卵巣がん検診を、新たに検診項目に加えることに。3項目の推進についてです。

続きまして、質問事項2、子どもたちのがん教育を。がんに対する正しい知識を学び、命の大切さについて理解を深めるがん教育が現在、全国の教育現場などで活発に行われています。文部科学省は2014年度から、がんの教育総合支援事業の一環として、一部自治体の学校でのモデル事業を実施し、多彩な取り組みが行われています。北海道では、専門医によるがん教育の出前授業を小学校9校で開催し、クイズ形式で予防法などを学ぶとともに、家族宛てのメッセージカードを作成しております。茨城県では、中学校と高校で専門医らによる講習会を行い、その時の生徒へのアンケートによると、がん検診は大切だという意識の変化がみられたそうです。がん教育の普及を進める香川県では、独自の教育プログラムを作成し、小中高校で授業を実施し、教員向けのがん教育の手引きを全公立学校に配布しています。福岡市では、がんの正しい知識とともに命の大切さを理解してもらうために、がん経験者を招き、小中高校で講演会を開催しております。そこで、教育長にお伺いします。がん教育は、子どもたちが、がんを正しく理解するこ



とで、生活習慣の改善や喫煙の予防だけではなく、将来的に検診受診率を向上させ、がんとの共生社会を築いていく基礎になると考えますが、町内の小中学校のがん教育は、現在、どのように行われているのか、また、今後、どのように行われるのか、お聞かせください。以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。まず、女性特有のがん検診の推進についてのご質問ですが、ご承知のとおり、乳がんによる死亡者数は全国で増加しており、都道府県別女性10万人あたりの乳がん死亡者数が、愛媛県は全国7位と高い状況にあります。また、乳がんにかかる年代をみましても、30歳代から増える傾向にありますので、乳がん検診の対象年齢につきましては、議員質問のとおり、40歳から30歳へと引き下げ、積極的に乳がんの早期発見に努めてまいりたいと思います。次に子宮頸がんと子宮体がんの検診をセットにし、対象年齢を30歳からとすることについてでございますが、子宮体がんは、50歳から40歳代が最も発症しやすいことから、県内の検診実施機関では、対象年齢を50歳以上としております。また、県内の自治体では、宇和島市と伊方町の2市町が、50歳以上を対象に子宮頸部と体部の検診をセットで実施しております。子宮体がんの検査方法には、細胞を採取して行う検査と、超音波による検査がありますが、細胞を採取して行う検査は、苦痛が伴うなどの理由で、検診実施機関では採用しておりません。また、超音波による検査につきましても、現段階では、がん発見のための効果は、科学的に確立をされておられません。続いて、卵巣がん検診の導入についてでございますが、卵巣がんも全国的に増加傾向にありますが、県内で実施している市町はまだございません。卵巣は、身体の奥の方にあり、検査することが難しいため、集団検診の方法は、県内では、まだ確立されておられません。これらのことから、子宮体がんや卵巣がんの検診導入につきましては、検診の有効性や対象年齢、検診方法等についての十分な検討が必要でありますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。続いて、子供たちのがん教育につきましては、教育長が答弁いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えします。町内小中学校のがん教育が、どのように行われているのかというご質問ですが、現在、小学校では、保健の授業で、3年生以上が、生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物乱用について1時間程度取り扱っております。また、小学校でのがん教育についての学習は行っておりません。中学校では、保健体育の授業の中で、生活習慣病とその予防についての中で、同じく生活習慣病や喫煙などの健康に関する授業を行っておりますが、また、日本人の死亡原因の第1位ががんであるということなどを学習をしております。国が平成24年に策定したがん対策推進基本計画には、学校におけるがん教育が位置づけられており、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい

認識を持つことを目指しております。更に、5年以内に、健康教育全体の中で、がん教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標としております。これにより、文部科学省は、平成26年から3年間をかけて、がん教育のモデル事業を実施しております。愛媛県においても、平成26年度から、小・中・高等学校の8校を推進校として、がん教育推進事業を行っているところであります。本町においても、国・県の取り組みや学習指導要領に沿って実施しているところであります。また、平成28年度に報告されます、がん教育の在り方等を踏まえて、児童・生徒に、命の大切さを育む、がん教育を行ってまいりたいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長、教育長ありがとうございました。まず、がん検診についてなんですけれども、再度お聞きするようになると思うんですけれども、やはり若い女性や中高年層の女性にとっては、女性特有のがんは大きな問題だと伺っております。特に、子どもを育てているお母さんにとっては、がんはもっとも子育てするに対して重要な問題になっております。そこで、女性特有のがん検診は重要になり、安く検診を受けられるのは最も喜ばしいことだと思っております。先ほども伺ったんですけれども、子宮体がんということで、いろいろ苦痛があるとか、卵巣がんに対してもそういう問題があるということで、なかなか年齢的にも50歳以上ということをお聞きました。そういうことも鑑みて、いずれにしても砥部町でもこういうような子宮頸がんや体がんのセット検診を、また、卵巣がんもという、乳がん検診ですか、年齢を下げたいという若いお母さんや女性の方からの要望もあって、ぜひとも女性特有のがんの検診に対して、推進していただきたいのですが、しつこいようですが、町長、もう一度だけよろしく願います。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、最初に先ほど私の答弁の中で、子宮体がんは50歳から60歳代が最も発生しやすいところを、40歳と言ったように思いますので、訂正をさせていただきます。今のご質問の件でございますけれども、これも大変重要なことだというふうに認識しておりますので、さきほども答弁をさせていただきましたように、いろんな検査方法であったりとか、まだ確立がされておられませんということでございますので、そういったことにつきましては、十分私どもも検討をさせていただきました。このことについては、前向きに検討させていただきたいというふうなことでございますので、はっきりしたことは申し訳ございませんけれども、そういう傾向で十分検討をさせていただきたい。ただ先ほど言いましたように、乳がんにつきましては30歳から実施をするということでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 町長ありがとうございました。乳がんだけでも40歳から30歳に

引き下げていただけるということだけでも、やはり町内の女性にとっては大変すばらしいことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。やはりすべての女性に対して、このがんというのは、やはり問題だと思っております。やっぱり安心して住みやすい、また、女性に優しい砥部町であれば、今後関わるであろう少子化問題、人口の少子化や、人口減少の少子化や問題にも解決するのではないかと考えておりますので、ぜひともそういう取り組みをよろしく願いいたします。

続きまして、がん教育について教育長に再度お伺いいたします。今、日本の死亡率上位の原因のがんが、子どものころからがん教育を受けることによって、大人になってから、がん検診率が上がり、早期発見につながり、がんによる死亡率も下がるのではないかと、先ほど伺ったんですけども、予想されます。また、子どものころから命の大切さを知ることによって、自分自身、他人を大切にすることではないかと考えられます。そこで、その点については、教育長、その点いかがでしょうか。命を大切にすることによって、がん教育を進めることによって、教育長のお考えは、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 菊池議員のご質問にお答えいたします。がん教育、がんの病気と、それから命の大切さということをご質問の主旨であったかと思っておりますが、そのとおりではないかと思っております。特に、がん対策基本計画の中でも、命の大切さの中で、2人に1人が、がんの死亡というこの現実の中で、それをがんに関わった人が、その子供たちも含めて、がんに対する意識がしっかり、知識を持っておらなければ、差別の原因の1つの要因となったり、あるいはそれに対して、社会の中で差別あるいは嫌な思いと言いますか、そういう立場になるという現実も踏まえて、子どものうちから、がんに対する正しい認識を学習して、健康についての、または命についての、尊重について、学んで生かしたいなど、そのように積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上で菊池議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 教育長ありがとうございました。これからも検討していただくということで、うれしいお答えをいただきました。また、ぜひとも小中学校のがん教育についても、ぜひ推進していただきますよう、よろしく願いいたします。これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君の質問を終わります。次に、7番面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 7番面岡でございます。2点質問をさせていただきます。まず1点、本町の基幹産業である砥部焼業界への支援について、お尋ねをいたします。本町の基幹産業である砥部焼業界では販売不振が続き、依然として厳しい状況が続いていくというふうに聞いております。窯元自体は、それほど減少していませんが、窯業従事者は、平成2年には408人いたものが、平成26年には242人と大幅に減少をしているようであ

ります。また、窯元は家内工業的な事業者が多く、若い人が跡を継がないことにより、将来、減少するのではないかと心配があります。現在、砥部焼業界では、需要拡大や販路開拓など、業界の活性化のため、様々な取り組みを行っています。町内での春、秋の砥部焼まつりや東京での銀座松屋砥部焼祭り、そして、女性陶芸家グループとべりてによる販路拡大や宣伝活動など、一部明るい面もありますが、本格的な活性化、活気ある状態には程遠いと思います。そこで、今後、町としてどのような支援ができるのか、町長のご所見をお伺いいたします。

2問、鳥獣被害対策について、お尋ねいたします。昨今、と言いますか近年、中山間地域において鳥獣被害が広がっています。その原因として、耕作放棄地の拡大、山間地において家の近くまで杉や檜を植林したことなどによる里山の荒廃、農山村の過疎化・高齢化の進展、また、鳥獣駆除の担い手である狩猟業者の減少・高齢化など、様々な要因があると認識をしています。今後、森林や中山間地の農作物を鳥獣被害から守るための対策について、町長のお考えをお聞かせください。以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えをいたします。まず、砥部焼の後継者に関するご心配ですが、若い世代の新規開業も多く、他の伝統工芸産地に見られるような、後継者不足による深刻な状況に陥るとは、思っておりません。しかしながら、従業者数については、比較的大きな窯元が、人員を削減してきたことなどにより、減少をしております。現状を維持できるよう、今後も引き続き砥部焼陶芸塾や後継者対象の絵付教室など後継者育成事業を実施してまいります。次に、今後どういった支援ができるかということでございますが、砥部焼の振興は、私の公約の1つでもございます。就任以来、各種物産展やイベント等への参加助成、大都市圏でのトップセールスの実施、窯元紹介パンフレットの作成、国道33号への砥部焼モニュメントの設置、原料確保問題への支援、インターネット広告など、新たな事業にも積極的に取り組んでおります。また、25年度以降、春・秋の砥部焼まつりでの売上回復、とべりてなど女性作家の活躍が多く報道されるなど、明るい兆しも見えてきております。それは、それぞれの窯元が造るだけでなく、個々の特徴を活かした営業能力が向上してきた結果だと思っております。今後も、産・官・学連携による技術研究開発支援、ビジネスマッチングによる販路拡大支援など、業界からのご要望もお聞きしながら、新たな支援策を研究し、実施してまいりたいと考えております。

次に鳥獣被害対策についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、有害鳥獣における農作物等への被害は、全国的にも深刻な問題となっております。本町も例外ではなく、鳥獣被害による農作物等への被害軽減の取組として、有害鳥獣捕獲の促進を図る攻めの対策、有害鳥獣による被害防除を促進する守りの対策、捕獲隊への支援等による地域体制づくりを3本柱として、関係機関と連携し実施をしているところでございます。攻めの対策

としましては、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲を実施しております。昨年度は、平成 24 年度の 139 頭から約 2.5 倍の 354 頭のイノシシを捕獲いたしました。イノシシの捕獲に対しましては、県内で最も高い補助金を交付をしております。また、町職員も 4 名がわな猟の免許を取得しており、有害鳥獣による農作物等への被害に迅速に対応できる体制を整えております。守りの対策としましては、鳥獣被害防止施設整備事業を活用し、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置に対し助成を行い、農作物への被害軽減に取り組んでおります。また、捕獲隊への支援として、猟友会 3 支部に、狩猟免許の更新に係る手数料や捕獲技術の向上のための射撃及び技能講習に係る経費の支援を行うなど、担い手の確保にも努めております。有害鳥獣による農作物等への被害は、農林家の生産意欲を減少させ、耕作放棄地や山林の荒廃へとつながる大きな問題でありますので、引き続き各種補助事業による支援を行い、農林業の振興に努めてまいりたいというふうに思っております。以上で、面岡議員さんのご質問のご答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 今、町長さんのお答えをお聞きしました。まず砥部焼、1 間の、もうかなり万全策を取っているんだから、大きく言えば、そんなに問題はないというような感じがするんですけど、実際にはそういうことではなく、やはりかなり、これは砥部焼業界ということだけではなく、他の業界でも同じなんです、やはり人口も減ってきますから、大変なことになっていくということは、確かにあると思うんです。それで、やはり、そういう焼物、今やっておことで十分ということではなくて、やはりさまざまな人の意見とか、知識、アイデア等が必要だと思います。そういうことで、そういう砥部焼、基幹産業であります砥部焼の振興に、振興だけということではないんですが、特にそういう、何て言いますか、産業創成課というような窓口をやはり作って、本当にそういう業界の困った人とか、役場の担当のそういう人やいろんなことを相談に来て、相談をして、どうしたらいいかというようなことを検討する、そういう場所を作ってはというふうに、一步踏み込んでというふうに考えておりますが、そこらへん町長、どういうふうに考えられておりますか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、先ほどの質問の中で、砥部焼業界が、面岡議員さんご質問するように、砥部町の中で疲弊しておるといふふうには、私はそんなには感じておりません。他の農業であったり、いろんな事業からいきますと、砥部焼業界は、まだまだ元気ではないかというふうに思っておるところでございます。また、十分支援はしていきたい、今まで以上に支援をしていきたいというふうに思っております。先ほどの産業創成課と言いますか、そういった相談の窓口につきましては、今現在も産業振興課というところがありますから、いくらでも来ていただきましたら、そういうことの相談はできるのではないかとこのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 面岡利昌君。

○7番（西岡利昌） いろいろ十分に支援もして、そんなに深刻な問題ではないんだというふうに重ねて言われるんですけども、やはりそういう予算とか、そういうことは、持続可能ではないと思うんです。やはり、少しの間そういうことができるけれども、ずっとは、だからそういう自立をして、ずっとこう長くそういう持続をしていける、砥部焼が独立していける、そういうやはり体制を作るためには、やはりもっと深刻に考えていくべきではないかなという気持ちはありますが、そこらへんは色々見解の相違もあるのかなという感じがしますから、それは時間をかけてみたらいいのではないかなというふうに考えております。

それでは、中山間地域の駆除ということですが、これもやはり、補助を出したり、そういう金銭的な支援的なことが多いと思うんですが、そういうことも確かに大切なんですけども、やはりいわゆる荒れた山ですね、そういうすぐ人家の近くまで山が迫ってきている、中山間、そういうところへんをやはり、なんかそこらへんの山の荒れた木をなくすために補助をすとか、グリーンキーパーとかいろんなものに切ってもらって、そしてまたそういうふうに切ったところへ、クヌギなどを植えていって、その里山、緩衝、動物と人間の間には緩衝地帯を作っていくというようなことも考えたらどうかなと思います。その点、萬代課長にお尋ねしますが、考えはございませんか。

○議長（平岡文男） 萬代課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 西岡議員さんのご質問にお答えします。まず、法律関係と言ったら厳しいんですけども、まず、農地がございます。みかんの樹を切って緩衝地帯、植林するには、法的手続き、また、農地法には農振法という形で、優良農地という捉え方がございまして、一概にすべての農地を山林、植林して山林という形のものにはできにくいと思っております。その法律関係をすべてにおいてクリアできるのであれば、別なんでしょうが、今の現況の法律であれば、非常に難しい。ただ、耕作条件が悪いところについては、畑から山林に農振除外、転用という形のもの取れます。ただ、一応全体の中で砥部町全体がそういう方向にという形なんかは、今の法律の中では動きづらい、全体の合意が必要という考え方になります。ただ、今現在、農地法関係、農業委員会組織の改革ということで、国の方でいろんな形ができますので、その中でいろんな議論が出てくるものだと思っておりますので、それに合わせていろんな対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 私は、そういうふうにみかんを切ってということではない質問をしておるんですが、農林業の皆さんの現在の問題点ということが、今問題となっているんですということをしていただいたらいいんです、というような声を聞いて、どういう対策を、それに対してとったかなという実績があれば、それをお答えをしていただけますか。

○議長（平岡文男） 萬代課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 西岡議員さんのご質問にお答えします。中山間地域、全国で砥部町だけじゃなくて、多くの中山間地域を持っておるところにつきましては、農業情勢、所得を上げることが難しい、俗物的な言い方ですけど、お金がないと生活ができません。砥部町の場合は、急傾斜を開墾してみかんを植えた、昭和40年代でございんですけど、こういう形がありまして、急傾斜、耕作条件が悪いところでも、優良農地と、今の砥部町の計画の中ではなくております。そういう形の中で、耕作条件のいいところは、守っていき、耕作条件の悪いところについては、植林対応とか云々のという形で、その事業を進めている、また、農地の貸し借り、地域で有害鳥獣関係についても、守っていく。その中で、個々の農地について、優良農地は今後貸し借りをして、後継者がいないところについては、そういう形の中で、それぞれ協議し、情報を開示して、農地の状況の情報を開示して、今現在いろんな形の中で進めております。以上で西岡議員さんのご質問にお答えします。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 今、砥部焼は、まあまあ一見先は明るいんだと言われたんですけど、このやはり中山間地の農業は大変厳しいではないかなという気がしております。そういうところの、それもそういう町長が言われるには、そういう窓口はできておるんだよ、そういうところへどんどん来てくれれば対応するんだというようなこと言われただけでも、そこらへん、もう少し踏み込んで積極的に官民一体、やはり町の職員、その業者、農林業者、そういう人がやはり気軽に話せる、そして今後どういうふうにしていったら、そういうことがいいんだろうかという場を作っていく、そういうことはどうしても必要ではないかなという気がするんですが、その点、町長、お尋ねをしたいんですが。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 有害鳥獣からちょっと質問がまたずれましたけど、それはもう、今も現在も、農林業の問題につきましても、窯業の問題につきましても、私どもはいつでもそういう相談に応じると言いますか、体制はできておりますので、専門のと言いますけれども、具体的にそしたらどんなものをというけども、農林業にしても、窯業にしても、十分窓口は広げておりますので、もしこういうことがということが、もし西岡議員さんがそういう、もし言われる方がおいでましたら、いつでも私も応じますし、担当課も応じると言いますので、どしどし質問をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） それでは、そういう人を探して、ひとつ、砥部町を前向きに、持続可能な町にしていくよう努力をしていきたい、そのように思ってます。以上で質問を終わります。

○議長（平岡文男） ここで暫時休憩をいたします。再開は午前10時40分でございます。

す。

午前 10 時 24 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（平岡文男） 再開をいたします。次に 16 番、三谷喜好君。

○16 番（三谷喜好） 久しぶりの質問に立たせていただきまして、感謝しておりますし、また、これが最後になるのではないかと、ひそかにそんなことも感じつつ、ここへ登壇させてもらいました。先日こども議会においては、本当にいい質問をされて、あの子たちが 3 年向こうには投票ができるんだということ、率直に申し上げまして、負うた子に浅瀬を教えられ、少なくとも、私どもは議会のプロでございますので、一般質問が 3 人がいいのか、あるいは 5 人がいいのかはわかりませんが、私は皆さんの意見、お城で言うたら天守閣です、私の意見はお城で言うたら石垣の裏に詰める小さな石だと思って聞いていただけたら。特に面岡議員、議長を辞められてからも一生懸命一般質問されております。頭の下がる思いでございます。菊池議員もいつもされております。また、このあとにされる佐々木議員は本当に内容の高い、国会でも通用するような意見を求められております。参考になって、私も本当にこの時間を無駄にするような気もいたしますが、そこらも十分ご理解の上、三谷はああいうことを言いたいんだなというふうにご理解をしていただければ、幸せでございます。私の質問は 2 点でございますが、まず 1 点は、地方創生の現状を問うということで、政府は年度内の地方版総合戦略を策定するよう自治体に求めておりますが、これを受けて、本町では独自の地方版の総合戦略を策定していると思っておりますが、いつ頃に策定を公表するのか、町長にお伺いをいたします。また、それに関連して、小さいことではございますけれども、政府や自治体において、観光においてもできる限り公共交通機関を使ってほしいというふうに謳っております。私の身近な所で、先日、大宮八幡神社、そこの停留所の名前は砥部焼伝統産業会館前となっておりますが、そこで突然の雨で、観光客の方が濡れておりました。こういうことがあると、写真撮ろうかと思いましたが、撮ったらあれ変態爺さんじゃと思われるのもいけませんから、写真はよう撮らなだんですけれど、そういうふうには濡れておいでの方がいらっやいました。特に松山南高の生徒は 10 人の方が定期で通っておいでます。これは町が学校を誘致した手前もございまして、色々と今後建屋の件をお願いをせんといかと思っております。もう 1 点は砥部タクシーの前に、今度新しく砥部大平線ができますので、その待ち先が今ちょうど停留所になっております。これは国交省等の、町長の云々ではできないことですが、やっぱりそういう意見は申し上げることはできると思っております。そこで、そういう建屋の建設を要望しておきます。もちろんこれは伊予鉄さんにもご協力をいただかなければならない。あるいは伊予鉄さんが本命かもしれないが、いずれにしても、これは、観光客、雨は毎日には降りませんが、そういうふうには当



たった人は、二度と砥部に行こうかなという気はなかなか起こしにくいんじゃないのかと。今の観光客というのは、バスで来るお客さんも減りました。自家用車で来る人もおります。中にはタクシーで来て、下りて、それから坂村真民記念館、伝産見て、バスで帰る方もおいでます。こういう方が長時間、そこで時間を過ごしていただける方とおっております。

そして第2点、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。出身地を応援したり、自治体に寄付すると税金が軽減される制度で、今年からふるさと納税の利用する際の手続きも簡単になり、利用者や、寄付金額は増加することが予想されております。さて、私が提案したいのは、本町において、色々と策定されていらっしゃいませうが、夏は温室ミカン、冬は紅まどんなをセットにして、こういうものをやるとかなり効果があると思いますが、本町におけるふるさと納税の現状と、今後の展望をお伺いしたいと思えます。どうぞよろしくお尋ねをいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えをいたします。まず、地方版総合戦略の進捗状況でございますが、7月に、産業界、金融機関、教育機関などで組織する懇談会と、若年層を対象としたアンケート調査を行いました。また、とべじよ会と題しまして、女性の意見を聴く会を2回開催しました。現在、出された意見を参考に、今後推進して行くプランの組立てを行っております。その後、議員の皆様からご意見をいただくとともに、10月までに懇談会を2回開催し、12月中には、策定したいというふうに考えております。次に、バス停の建屋の件でございますが、ご指摘のバス停付近は、道幅が狭いこと、家屋が密集していること、また建屋用地の問題などがありますので、付近の住民の皆様などと十分協議をさせていただきまして、場合によっては、バス停の移転ということも考慮して、伊予鉄道と協議させていただきたいというふうに思っております。高齢化社会が進展する中で、公共交通は重要な意味を持ってまいります。アンケート調査においても、砥部町は、公共交通の利便性を向上すべきとの意見もございまして、住民に、また砥部町を訪れていただく人にやさしいまちづくりのためにも、今後の公共交通について、充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、ふるさと納税の現状と展望でございますが、現状につきましては、平成24年度が64件で約100万円、25年度が33件で約204万円、26年度が33件で約280万円の寄附がありました。寄附のお礼として、毎年1月に、金額に応じて砥部焼の干支をお贈りしております。今後の展望でございますが、ご提案の温室みかんや紅まどんなと砥部焼をセットにすることにつきましては、現在、砥部焼は勿論、お酒、梅製品、紅まどんな、自然薯、シイタケなどについて検討をしております。JAや生産組合とタイアップする方法などにより、今年中に制度化し、来年早々にも、実施できればと考えております。ふるさと納税制度につきましては、財源の確保という面のほかに、地場産業の振興や、交流人口の拡大といったことが期待をできます。制度の拡充を好機と捉え、インターネ

ットによる全国に向けたPRなどに努めてまいりたいというふうに思っております。以上で、三谷議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 懇切丁寧なご答弁をいただきました。まず1番目の地方創生につきましては、12月に大体、おおむねそうしたものが作り上げるということでございますので、私も期待をしておきます。先ほど申し上げました、建屋の件につきましては、民有地もございます。確かにこれの解決はそんなに難しいことではないんじゃないか、伊予鉄さん、あるいは砥部町、県と、この三位がひとつになってやればできると思っております。できましたら、私が個人的な見解でございますけれど、ちょうどこれが伊予銀行の砥部支店ですかね、その銀行の前に、城南農協の駐車場があります。あれの一部をお借りして、そこへ建屋を建てられるわけですね。農協さんもお協力してもらえらるうんですよね。それで1つは、そこでまた町の案内板も出せるし、できるというのがまず第1点。次に砥部タクシー前につきましては、こういうふうに、大平砥部線がありますので、これがちょうどその入り口です、できる今度。ここは砥部タクシーですから、今のところは駐車場は問題なかったんです。今度は大平砥部線が、もうこれ来年から工事が始まりますから、そしたら、ちょうどその先が停留所なんです。これも国が、県がやることだけれど、南高の生徒が10人、これが定期で通っていらっしゃるということ、その他の人もあれしておりますんで、ぜひ早期にやってもらいたいと。財源の確保と言いますと大げさな言い方になるかもしれませんが、人口減対策によってですね、5カ年計画で地方版総合戦略、これが観光支援の、振興に取り組むのにも出しておりますし、これもまどんなの駐車場、駅も、適用されておるようでございますので、そういうところも研究されてですね、ぜひ観光で来られた方に、いい町になったなというふうに、また行ってみたいというような町にさせていただきたいと思えます。

次にふるさと納税でございますが、先ほど西岡議員がご心配されとったように、砥部焼っちゅうか伝統産業そのものが、今非常に下火になっておりまして、比較的日本の焼物業界の中で、唐津、小鹿田、砥部、この3つがですね、大体最盛期の40%下降しておるんです。清水は20です、あの京都の大きなところは。ましてや、萩、備前焼、萩焼、これは目を覆うような不況なんです。8月15日のお盆の時に、砥部は、砥部伝統産業会館と炎の里で600台来ましたよ、バスや乗用車が。萩、そこの萩や備前、20台ですよ。1日ですよ。これはもう西岡議員が言われた、これはひどい落ち込みです。砥部焼は40%ぐらい下降しておりますけど、よそほどは落ち込んでおりません。そこらも補足して申し上げておきます。ふるさと納税で私どもも北海道の上士幌町へ行きました。ご存じのように、竹中貢町長、当初はあれほど期待しておらなんだんですけど、このまちづくりの中に、子育てっちゅうのが非常に皆さんに共鳴を受けまして、それがふるさと納税のアップに上がったと。もちろん肉もいろんなものもありますけれど、私もいたしました、そして今注目されておるのが、先日私どもが学校給食で兵庫県の多賀町行きました

ね。あこが、ものすごい上がとんです。もう1つ、市のぶんでは、中島議員の故郷であります平戸が、ここは全国でずば抜けて大きいんだとか。いずれ中島議員からそれらの様子も、今般一般質問でされると思いますけれども、かなり成果を上げてる。ですから、こういうこともあったり、見習うてですね、砥部へ本当にしてよかったと思われるようなまちづくりを、つくっていただきたいと思います。町長お願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、バス停の問題でございますけれども、この問題につきましては、やはり公共交通機関が大切だというふうに私も認識しておりますので、伊予鉄ということじゃなくて、自治体としてできることを十分にしていきたいというふうに思っておりますし、移転のことにつきましても、ご提案いただきましたことにつきまして、十分検討させていただきたいというふうに思っております。それと、ふるさと納税のことでございますけれども、やはり私も今回質問があった中で、干支はいいんじゃないかと、他のものも十分、産業的なものも、お送りしたいというふうなことで、今検討をさせていただいております。その中で、先ほどいろんな例を申しさせていただきましたけれども、やはり今インターネット等が発達をしておりますので、ふるさとを応援するという意味のふるさと納税と、やはりそのふるさと納税をしたところの産地のものをいただくということで、それを十分楽しみにして、しておるというふうなことが多いというふうなことでございますので、いずれにいたしましても、両面から十分私も、お金をいただきたいというわけではございませんけれども、いいものを提供したいというふうに思っておりますので、十分検討をさせていただきます。以上でございます。

○議長（平岡文男） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 建屋の問題につきましては、本当に前向きなご答弁をいただきました。濡れた方が、私が見たために、こういう発言の機会を得ましたんですけれども、あの方たちが私に教えてくれたというふうに受け取っておりますし、次から来られる方も、雨は年中降る確率からいうたら少のうございますけれども、そういう雨にも心配ない停留所にして、これは伊予鉄さんにもご協力を願おうし、また農協さんの方にもご協力を、みんなが一体になって、本当にこれは官民一体になってやっていただきたいと思います。これはできるだけ早くお願いしたいと思います。それと、ふるさと納税の中で、紅まどんなにしても、温室みかんにしても、契約栽培しとんですね、JAと。ですからこれはね、できると思いますよ。砥部町はね、愛媛県で1つもやっておらんことを農協さんとやってるんですよ。指定金融機関ちゅうもんがやとるんですが。他はやってませんよ、砥部だけです。協力してください言うたらね、してくれるはずなんです。そこらをね、含めて、どうぞ前向きにやっていただきまして、砥部はよかったなど、佐川町長さん頑張ってくれてますねと言われるような、まちづくりにしていただくよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 三谷喜好君の質問を終わります。次に、5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 5番佐々木隆雄です。先ほど三谷さんから、私の質問について国会での論議のようなというふうなことを言っていただきましたが、もちろんここは砥部町議会ですし、町行財政について、議論する場ではありますが、私は今の国会の状況を見て、6月議会でも冒頭の方にも言いましたけれども、やはり、この今審議されてる安保法案の中身が、町民にとっても非常に大事なものだというふうな認識でですね、これは改めてどうも間違った方向にいつてるんじゃないかという声もたくさん聞きます。そんなことを踏まえて、今回はこの法案について、町長のお考えをお聞きしたいということで、質問に移らせていただきます。6月の定例会に続き、今言いましたように再度質問いたします。この当時は、まだ衆議院で議論されておりました。町長は、この国会において、十分な議論がなされ、国民が納得できる審議結果を期待したいと考えていると、このように答えられました。しかし、その後7月15日の衆議院安保特別委員会、翌16日の衆議院本会議でこの法案が強行採決されました。皆さんもテレビ等でご覧になったかと思います。まず、この強行採決について、町長ご自身はどのように感じられたのか、どうお考えなんでしょうか。これをまず1点目にお尋ねいたします。参議院での議論の直前に法的安定性は関係ない、これは括弧して書いておりますが、集団的自衛権の行使が日本を守るため必要な措置かどうかだ、と首相の側近で安全保障法制担当の礒崎陽輔首相補佐官が発言をいたしました。法案の違憲性が最大の焦点となり、国会では安倍首相らが、違憲ではない、法的安定性は守られていると言い訳しているさなかに、この足元からそれを否定するような発言が出てきました。8月3日、参院安保法制特別委員会に参考人招致された礒崎氏は、法的安定性は関係ない、とした発言は撤回はしましたが、自衛の措置の内容を考慮するうえで、国際情勢の変化を強調したかったためにそうなった、と弁明をしました。国際情勢の変化に一定の配慮をすべきだという部分は間違っていない、撤回する考えはない、このように開き直りました。歴代内閣は、自衛隊は軍隊ではない、海外での武力行使は許されない、集団的自衛権行使は許されない、と憲法をずっとこのように解釈してきました。情勢の変化で憲法解釈がいくらかでも変わるなら、これはまさに立憲主義の否定です。このように簡単に憲法解釈が許されていいものでなんでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。これから先少し長くなりますが、参議院の状況など、かいつまんで私なりにまとめました。参議院での質疑でも、法案が閣議決定された翌日、国会審議も始まっていないのに、防衛大臣の指示で統合幕僚監部が法案成立を前提に、自衛隊部隊運用の具体化をすすめ、法案成立を8月、施行を来年2月などと勝手に日程まで設定して文書にまとめていたことが、日本共産党小池晃議員の追及で暴露されました。これはまさに法治国家にあるまじき国会無視の行動であり、政府が主導して軍部の独走を図るものと言わなければならないのではないのでしょうか。さらに8月の12日沖縄で対テロ作戦の訓練中に墜落した米軍のヘリには自衛隊員が同乗し、法案先取りの訓練をしていたことも明らかにもなりました。8月21日に、小池氏の参院安保法制特別委員会での追及に対し、安倍首相は、資料の作成は、防衛大臣

の指示の下、その範囲内で行われた、文民統制は完遂されている、などと弁明しました。しかし、中谷防衛大臣は、8月11日の同委員会で暴露されるまで資料を見ていませんでした。一体どこが文民統制の完遂なのでしょう。しかも、内部文書には、新ガイドラインと戦争法案の成立によって具体的に何が変わるかについて、国民や国会に説明されていない問題が数多く含まれています。内部文書では、南スーダンへのPKO、第9次隊準備訓練を9月から実施することを予定。8月中には準備構想をまとめ、年末には中部方面隊による9次隊が出国、2月後半には新法制に基づく運用を開始すること、このようなことが明記されています。さらに駆けつけ警護、宿営地の共同防衛任務での武器使用の拡大等までもが、詳細に検討されているのです。国民には丁寧に説明するといいながらそれをしないで、自衛隊には丁寧に説明をしているではありませんか。同時に重大なことは、日米新ガイドラインで合意されたものの、法案には存在しない同盟調整メカニズムが8月から運用開始され、平時から日米統合司令部が動きだす仕組みとされています。さらに軍軍間の調整所設置という、法案にはもちろん、新ガイドラインにも書かれていない組織の配置まで記されています。事実上、自衛隊が米軍の一部となって日常から共同運用されるシステムが国会にも国民にも示されないまま動き出そうとしています。日米同盟強化を最優先に、国会を無視して独裁政治を進める安倍内閣の危険な体質が露骨に表れてきています。軍軍間と言いましたが、ここではもうすでに自衛隊、軍になっております。私はこの間町内100カ所以上、この問題について訴えをしてまいりましたが、途中で、家族に自衛隊員がいるんだという方も何人かおいでました。その方たちもお話しましたが、この法案が成立すると大変だ、息子が、甥っ子が戦場に行かんといかんのではなかろうか、そういう心配があるんだという声をお聞きました。そこで1つお尋ねしておきたいんですが、現在町内に自衛隊関係の方がどれくらいおいでなのか、おわかりでしたら教えていただきたいと思います。全国でシールズ、シールズとは言わないそうです、後ろを上げるそうです。シールズに代表される若者や、若い母親はじめ老若男女、法曹界・学者など、安保法案という名の戦争法案を廃案にしようとの行動が大きく広がっています。多くの国民が今国会での成立に反対しています。また、私が取り寄せたんですが、日本共産党の調査では7月30日の時点で、38都道府県、ちょうど合計で300の議会が、反対や、慎重審議意見書を提出しています。これらの声も国政に反映させることが重要です。憲法違反の法案は、どんなに時間をかけて審議しても、これが合憲に変わるっていうことはないはずです。最初も言いましたように、この法案は、砥部町民にとっても非常に重要な内容のものです。危険な内容が、今般、さらに表出してくるおそれがあります。砥部町から戦争による被害者も加害者も出さないよう、再度この安保法案について反対の声を上げていただきたいというふうに町長に求めます。以上です。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、衆議院本

会議で安保法案が強行採決されたことについてですが、強行採決後の世論調査において、安倍内閣の支持率が大幅に下降したことを見ても、衆議院で果たして十分な議論がなされ、国民が納得できる審議結果であったかという点、私も甚だ疑問を感じます。参議院では、誰もが納得できるような審議結果を期待しております。次に、簡単に憲法解釈が許されているものでしょうか、というご質問でございますが、私個人が憲法解釈について議論する立場にもございませぬし、議論するつもりもございませぬが、ただ、憲法解釈を最終的に決めるのは終審裁判所である最高裁判所と、憲法に規定されている点からみますと、国会議員であれ誰であれ、公の場で憲法を解釈することは、慎重を期する必要があると考えております。現在、町内で自衛隊に所属している現役隊員は、33人いらっしゃいますが、ただ出身で、住所を移しておる方はもっとおいでだと思いますから、ただ砥部町に今現在住所を有しておるということでございます。以前には、町内にも自衛隊父兄会という組織が存在しておりました。今では、総務課で自衛官募集に関する事務を行っている程度でございます。最後に、私は、この安保法案に対しまして、賛成・反対の声を唱えることよりも、先の大戦後、日本は戦争のない平和な国家を目指してきたことは言うまでもなく、戦争によって被害者、加害者を出さないことは、全世界の人々が願っていることだと思います。その点を鑑み、砥部町民が安全で安心して暮らせるような、平和な国づくりを政府には、今後も継続的に実行していただくよう、切に願うものでございます。以上で、佐々木議員さんのご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず、強行採決については、町長も問題がありというふうにご答えられました。憲法が政治権力を縛るという立憲主義を否定し、数の力で主権者国家の多数意志を踏みにじる独裁政治、専制政治そのものであり、戦後世界史に重大な汚点を残すものではないでしょうかというふうなことを述べてる方もおいでるのを見ました。まさにこの強行採決については、そのような視点が重要ではなからうかと思っております。それから憲法解釈について、町長は議論する立場にないというふうなことでございますが、やはり本当に今、多くの方が憲法解釈についてやっぱりそうじゃないんじゃないか、というふうな声も出されておりますし、先日、元最高裁判所長官の山口繁という方が、集団的自衛権の行使を認める立法は、憲法違反と言わざるを得ないと述べました。砂川事件最高裁判決を根拠にして、戦争法案を合憲とする政府の議論についても、ナンセンスだ、というふうな否定的な考えも示しております。このことも国会で野党議員が取り上げましたところ、どなたでしたかちょっと忘れましたが、元であっても今は私個人、一個人だからというふうなことで、相手にもされなかったようでございますが、元最高裁の長官までが、言わざるを得ないような状況にまできてるというふうなことで、やはり大きな、これは憲法違反として、進められようとしているというふうなことがはっきりしたのではないのでしょうか。本当に議論すればするほど、議案の中身が戦争を起こさないための法案だというふうなことを当初言っておりましたが、アメリカが、世界で起

こす戦争にいつでもどこにでも切れ目なく支援する、そういう究極の対米従属法案だというふうな本質が明らかになってきているのではないのでしょうか。私は少し資料も取り寄せてみました。ちょっと小っちゃくて見にくいんですが、町長ご覧になってください。これは強行採決される前の、各委員に配られた資料と、採決された後の資料でございます。会場の皆さんに簡単に、こういうふうなのが国会で配られたそうです。この黒塗りのところはやはり、今言いましたようにですね、いろんな中身が隠されてたというふうなことも明らかになってきております。さらには、小池議員が質問した中身の中で、ちょっと関連するものがありますので、紹介させていただきますが、兵站という言葉がありました。今までのテロ特措法だとか、イラク特措法では、できなかったことが、今回の法案では全部できますというふうな、こういう資料なんですね。これは爆弾の提供について、できないできない、今回はできる、戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油整備、これもできないできないから、できる。武器や弾薬の輸送、これも、テロ特措法の時には、外国の領域における陸上輸送は行わない。イラク特措法の時には、実施要領で行わないというふうになってたのが、今回はそういうものもやりますと、いうふうなことまで、はっきりと書いてあるわけですね。このように、どんどん、どんどん、いわゆる第二次世界大戦が始まる前に、軍部がどんどん、どんどん先行して進めていた中身と、同じようなことが今、日本で進められようとしております。砥部町内に現在33人の方がというふうな自衛隊の方がおられるということでしたが、関係する方はもっともっとたくさんおいでよと思います。やはり、自衛隊の方たちは、皆さんの役に立つような仕事をしようということに入って来たはずです。戦争に行って、殺し殺されるようなことを期待して入ったことではないと思います。もちろん自衛隊の方だけではなくて、本当に戦争になれば、私どもは直接経験しておりませんが、本当に悲惨な状況をたくさんの方が迎えられたと聞いております。その戦争が起こるかもしれない、それに突き進もうとしている中で、砥部町として、町長として、皆さんに地方からもっと国に対して、憲法違反、しかも数の力で多くの国民が今国会での成立をやめてほしいと言っておるのを、議員の数が多いうだけで押しきっていいものかどうか、それをさせないために、地方からいろんな声を上げていくことが大事だと思います。安保国会と言われた60年の時には、政党や労働組合なんかが中心に、また、大学の学生でも、全学年だとか全共闘だとか、学生等が中心で組織された人たちが国会を取り巻いておりましたが、今回の国会を取り巻いておる状況というのは、そういうどっかの組織された人たちではほとんどないんですね。シールズの皆さんの声を聞いてると、私が、俺が、一人ひとりがですね、自分が一国民として、この法案に反対するんだというふうな声を大にして、言ってるわけです。あの60年の時とは、全然違う状況だと思います。これだけ多くの人が、そのようにこの安保法案、私も戦争法案と呼んでいいんじゃないかと思いますが、今言いましたように、中身が議論すればするほど、とんでもない方向に行ってるなというふうに思います。そんなことで、町長として、再度地域から声を上げていこうという

ふうなことに、賛同をいただけないものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんの再質問にお答えをいたします。私は先ほども申させていただきましたように、決して国民がこれから戦争をする国であってはならないということは、皆さん考えておることだと思いますので、そのように思っております。それと、先ほども自衛隊の問題だけではなくて、これは全国民の問題でございますので、自衛隊の皆様方が云々というふうなことではない。それと先ほど申しましたように、憲法の解釈につきましては、私がここでどうこういう問題でもないし、今回もいろんなところで、議会に対する請願も出ておりますので、その中で十分、議員の皆様方も、ご審議はするのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 最後に、この一般質問の通告をした後に出てきたことで大きなことがありましたので、その話を1つだけさせていただきたいと思います。9月2日に参議院の安保法制特別委員会で、これも日本共産党の議員なんですが、仁比聡平さんが、陸海空、自衛隊のトップである河野克俊統合幕僚長が、昨年12月に米軍首脳との会談で、戦争法案の成立について、来年末までと伝えていたことが、統合幕僚監部作成の内部文章、括弧して会議録というふうになっておりましたが、そこで明らかになりました。法案の作成はもちろん、そのための与党協議さえ始まっていない段階で、成立の見通しを米国側に通達していたもので、国民や国会を無視した自衛隊の許しがたい暴走です。政治的中立性が厳しく問われるべき自衛隊のトップである河野統合幕僚長がルールを自ら踏みにじって、政治的見解を米軍幹部らに繰り返し伝えるという軍人政治家ぶりも露呈しました。仁比氏が存在確認を求めていましたが、防衛相は、8月に会談の記録は省内に存在すると明らかにする一方で、仁比氏が暴露した資料との同一性はお答えしかねる、1つひとつどこが違うか明らかにすると、相手方との信頼を損なうと、説明を拒んだそうです。会議記録の存在は認めながら、軍事組織間の信頼を盾に、どう違うのか明らかにしませんでした。あくまでも、国民に隠し続けています。このようないろんな重大な時点で私たちは何をすべきか、しなければならないのか、あらためてここにおいでる皆さんにも、また、砥部町にお住まいの方、全国の国民の方にも、一緒に声を上げようじゃないかということをお訴えさせていただきます、質問を終わります。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君の質問を終わります。以上をもちまして、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。本日は、これにて散会をいたします。

午前11時23分 散会



平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 9 月 11 日（金）		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 9 月 11 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 岡田 洋志 介護福祉課長 門田 伸介 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志 代表監査委員 影浦 浩二	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 重松 邦和 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	2 人		

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 報告第 7 号 平成 26 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 2 報告第 8 号 平成 27 年度(平成 26 年度事業)砥部町教育委員会点検評価について
- 日程第 3 議案第 40 号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 41 号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 42 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 43 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 44 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 45 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 46 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 47 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 48 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 49 号 平成 26 年度砥部町水道事業剰余金の処分について
- 日程第 13 認定第 1 号 平成 26 年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第 14 認定第 2 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 15 認定第 3 号 平成 26 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 16 認定第 4 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第 17 認定第 5 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第 18 認定第 6 号 平成 26 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
- 日程第 19 認定第 7 号 平成 26 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 20 認定第 8 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 21 認定第 9 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 22 認定第 10 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計決算認定について

追加日程第 1 議案第 50 号 大洲・喜多衛生事務組合規約の変更について

・散 会

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 27 年 9 月 11 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（平岡文男） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 7 号 平成 26 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率に  
ついて

（説明、質疑）

○議長（平岡文男） 日程第 1 報告第 7 号平成 26 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、平成 26 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。報告第 7 号をお手元をお願いをいたします。報告第 7 号平成 26 年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。平成 27 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。1、平成 26 年度砥部町健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字はございません。実質公債費比率につきましては、昨年度より 1.7 ポイント低下し、3.8%となっております。将来負担比率につきましては、ゼロでございます。2、平成 26 年度砥部町資金不足比率でございますが、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、水道事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。別紙として監査委員の審査意見書を添付しております。8 月 24 日に審査を受け、健全化判断比率、資金不足とも是正改善を要する事項はないとの意見をいただいております。それでは、資料でご説明をさせていただきます。報告第 7 号の資料をお手元をお願いをいたします。A 4 の横のものでございます。その 3 ページをお願いをいたします。上の表でございますが、平成 22 年度の決算から、26 年度決算までの 5 年間の指標の状況でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、備考に記載しておりますように、実質赤字比率につきましては、6 億 1,502 万円の黒字。連結実質赤字比率につきましては、14 億 6,769 万 3 千円の黒字となっております。赤字はございません。実質公債費比率につきましては、平成 22 年度の 8.5%から徐々に下がってきております。26 年度につきましては、先ほど申しましたとおり、3.8%というふうになっております。実質公債費比率は、町が持つすべての会計と関連する一部事務組合まで含めて、一般会計が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。警戒ラインとする 25%よりかなり低い数字となっております。将来負担比率につきましては、関連する一部事務組合、第 3 セクターまで含め

た将来負担が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。7ページをお願いをいたします。半分から下に、ちょっと見づらいかもしれませんが、半分から下に表記しております算式により算出されます。分子が将来負担すべき額というふうになります。まず、将来負担額A、107億4,007万3千円。これにつきましては、地方債の現在高、公営企業への繰入額、一部事務組合への繰入金などの合計から、充当財源でございますB、113億2,821万2千円。これは財政調整基金、公共施設更新準備基金などの基金保有額などを引いたものを、標準財政規模C、53億6,422万4千円から、地方交付税に算入された地方債の元利償還金額D、7億7,353万9千円を差し引いたもので割った値でございます。ご覧のとおり、分子がマイナス5億8,813万9千円になっております。したがって将来負担はございません。続きまして、戻っていただきますが、3ページをお願いをいたします。今度は下の表でございます。公営企業会計の資金不足比率でございますが、いずれの会計も剰余金が出ております。公共下水道事業会計2億8,487万1千円の剰余金。農業集落排水特別会計5万6千円の剰余金。水道事業会計2億9,109万6千円の剰余金でございます。したがって、資金不足はございません。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。山口議員。

○10番（山口元之） この将来の負担、将来負担比率。この将来というのはどのくらいまで見ているんですか。

○議長（平岡文男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。この将来負担の計算でございますけれども、まず、将来地方債の現在高が将来にわたってどのくらいあるか。今現在借り入れております地方債ですね、その将来にわたってどれくらい残額があるかということでございます。それと将来にわたって、債務負担行為、これは今ございませんけれど、どれだけ債務負担をする義務が生じているかということ。そしてあと公営企業への繰入金、これが将来計画としてどのくらいあるのかという見込み額。そしてあと、組合負担額が将来どのくらいあるのかというようなことでございます。これにつきましては、将来一般会計が負担すべきその繰入金でも同じでございますけれども、すべき額がどのくらいあるか、ということでございます。ですから、例えば簡単に申しますと、将来20年間、公債費が残っておりますと。あるいは別の公債費であれば、25年残っておるものあるかもしれません。それを含めた額が将来負担ということになります。以上でございます。

○議長（平岡文男） 山口議員。

○10番（山口元之） 言うたら、借りとする分の償還期間によって違うから、その将来いう言い方しかできんということですね。わかりました。

○議長（平岡文男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 山口議員さんのご質問にお答えします。そのとおりでございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。以上で報告第7号を終わらせていただきます。

~~~~~

## 日程第2 報告第8号 平成27年度(平成26年度事業)砥部町教育委員会点検評価について

### (説明、質疑)

○議長（平岡文男） 日程第2 報告第8号平成27年度(平成26年度事業)砥部町教育委員会点検評価についてを議題といたします。提出者の報告を求めます。武智教育長。

○教育長（武智省三） 報告第8号平成27年度（平成26年度事業）砥部町教育委員会点検評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、平成27年度（平成26年度事業）砥部町教育委員会点検評価報告書を別冊のように提出する。平成27年9月11日提出、砥部町教育委員会。それでは、砥部町教育委員会の点検評価について、ご説明させていただきますので、報告書を開けていただき、1ページをご覧ください。この点検評価の取り組みにつきましては、法律の規定によりまして、教育委員会が所管する事務の管理執行状況について、点検・評価し、毎年報告をさせていただいているものです。点検・評価取組みの主旨につきましては、3項目ございますので、ご覧いただきたいと思えます。1項目は、教育委員会が管理、執行する事業の取組みについて、より効果的な、効率的な教育行政の推進を図るということにあります。第2番目につきましては、毎年この点検評価を行いまして、変化する社会、経済情勢への対応が的確に職員の意識改革の向上を促進していく、そういうことにあります。3番目には、この報告書を議会に提出しまして、町民へも公表することによって、町民への説明責任を果たし、町民との信頼関係を確保するという3項目になります。次に、点検評価の対象事業につきましては、平成26年度の事業を大きく2つの区分に表記をいたしました。1つは、教育委員会が直接に関与している事業を教育委員会の活動状況として、4ページから8ページに記載をしております。もう1つは、教育委員会における事務の管理、執行状況でございます。9ページから11ページの目次にありますように、全部で54項目について自己評価をいたしました。評価につきましては、従来どおり4段階評価で目次の個別事業名の右端の評価欄に記載をしております。なお、この構成は決算認定の添付資料でもございます。主要施策の成果説明書の内容を砥部町総合計画の基本構想における施策の大計に分類して表記したものです。教育方針といたしましては、人や文化が明るく伸び伸びと躍動する町、新しい文化の創造と限りない発展に寄与する町民の育成を目指して、笑顔であいさつを実践スローガンに、人間力向上の教育を推進していま

す。それでは、26年度の実施事業の概要について、ご報告を申し上げます。まず、学校教育関係ですが、人間性豊かな砥部の子どもの育成を基本目標として、豊かな心、確かな学力、健やかな体などの生きる力を育み、徳、知、体の調和のとれた子どもの育成に努めるとともに、教職員の資質の向上や、安全・安心な学校づくりに取り組みました。学校教育を充実するための取組みとして、麻生小学校においては、教育課程研究指定校事業を実施いたしました。図画工作を通じ児童の表現力向上を図り、ふくらむ思いをよりよく表現しようとする児童の育成に努めてまいりました。また、安心して就学でき、安全に教育を受けることができる教育環境を整えるため、通学路安全対策事業を新たに実施いたしました。この事業では、愛媛県通学路安全対策推進市町の指定を受け、通学路の合同安全点検や安全対策を行うとともに、砥部町通学路安全対策プログラムを策定いたしました。ちょうど宮内校区のアンダー30というかたちで、黄色いマークが貼ってありますが、そういう成果が昨年は実績として出ております。それから、砥部・広田学校給食センターにおいて、国の学校給食衛生管理基準を満たしていないため、両施設を統合した給食センター建築に取り組みました。次、幼稚園においては、心豊かで、たくましい砥部の子どもの育てることを目標に、楽しい遊びや仲間づくりを通して、豊かな人間性の芽生えを培う教育に取り組みました。このほか、児童、生徒が安全で快適な学習の環境のもとで学べるように、施設の整備を行っております。次に社会教育関係におきましては、社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成を目標として、互いの基本的人権を尊重しながら、家庭や、職場、地域において、共に学び、協力し合い、すべての町民が町づくりに参加できるよう生涯学習の推進に取り組みました。地域で、学ぶ生涯学習環境の整備、充実としましては、社会教育関係団体の育成や、子育て学習支援に取り組むとともに、文化会館、図書館の整備の改修を行いました。地域と織りなす文化の振興では、町指定文化財保存のための補助を行うなど、文化財の保護事業に取り組んでまいりました。また、スポーツ、レクリエーションの振興につきましては、陶街道ゆとり公園の設備改修や、ひろた町民グラウンドの改修工事を行ってきております。指定管理委託にしております文化会館、図書館、陶街道ゆとり公園、田の浦町民広場につきましては、いずれも適正な管理運営がなされたと認識しております。坂村真民記念館につきましては、開館3年目となり、特別企画展、小池邦夫と坂村真民の世界。企画展としまして、砥部時代の坂村真民、一部、二部を開催いたしました。今後も坂村真民の知名度を高めるための活動に取り組んでまいりたいと考えております。以下、個々の事業別評価につきましては、説明を省略させていただきますが、全体を総括して、おおむね順調であったと考えております。これも議員の皆様をはじめ、理事者のご支援、ご指導と町民の皆様のご理解、ご協力によるものでございます。深く感謝とお礼を申し上げます。しかしながら、中にやや順調でない評価3が2事業ありました。これらにつきましては、広田地区小学校の統廃合等をあわせ、施設運営の見直しや、事業内容等を勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。その他の事業につきましては、議

題や問題点、社会情勢など再度吟味をしながら、事業の精選も含め、改善等に向けて取り組んでまいりたいと考えております。この評価につきまして、お気づきの点がございましたら、ご指摘、ご指導をいただきたいと思っております。なお、今回の点検評価にあたりまして、元愛媛県中予教育事務所教職員課長でありました、二神和徳氏に外部評価をお願いして、13のそれぞれの基本の施策ごとに具体的な表現でご意見をいただいております。その意見も、最後の5ページに添付させていただいております。また、いただきましたご意見につきましては、今後、財政状況も見ながら十分検討いたしまして、できることから実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしましても、今後なお改善を加えながら、より充実したものにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、よろしくご指導していただけたらと思っております。以上で報告第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。政岡議員。

○9番（政岡洋三郎） 学校給食センターのことでちょっと、この表の、ページ41、42、43、44のことなんですが、42で施設維持管理のことで、砥部と広田学校給食センターのことで、施設が古いからということで自己評価が2になってると思うんですね。そしたら、この43、44は、施設のこと、前で言っただったら、あとはこの給食の内容の方で自己評価をするべきじゃないかと思うんです。これ、給食の方でも、2になっとも、一番下の自己評価のところでは、建物が古いというようなことを書かれとるわけですので、建物が古いからこれが2になっものかということをお聞きしたいんですが。

○議長（平岡文男） 学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 政岡議員さんのご質問にお答えします。42ページの施設管理において、砥部と広田の給食センターが事業名でございます。政岡議員さん言われましたとおり、施設面での給食安全基準を満たしていないというようなことで、施設での評価ということで、点検、自己評価を2としております。43ページ、44ページにつきましては、学校給食の運営事業、例えば、給食の中身や学校給食の運営委員会というものがございしますが、その中での運営についての内容でのことでございます。それにつきましては、給食の調理の関係、その中にも施設面でのことはもちろん入っわけですが、その中でも給食運営、賄材料費や光熱費、そういう運営面での評価、これが2というのは、施設面でのその中身での不十分、運営についての中身の不十分なところもあるというような評価で2としております。ちょっと非常に紛らわしいところではあるんですが、運営と施設面での給食センターの建築に関して、運営面でのことと、直接施設面でのことで分けて書かせていただいております。評価させていただいております。以上です。

○議長（平岡文男） 政岡議員。



○9番（政岡洋三郎） 今課長の答えだったら、この設備がよくなっとったら、この43ページと44ページはもう評価は1になるわけですか。

○議長（平岡文男） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） ご質問にお答えします。先ほども言いましたが、運営、給食の中身、それから材料、そういう面についても給食運営委員会の方で評価しておりますので、施設がよくなれば、調理の中身というか、仕方等についても改善が図られるものと考えております。以上です。

○議長（平岡文男） 他に質疑は。佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） まず、ページでいきましたら45ページ、地域の特性を生かす推進事業ということで、これ学校現場がやってる事業ではあるんですけども、26年度ですから、去年のことになりますけれども、こども議会を初めて開催しまして、去年、今年と2回なんですけれども、今年皆さん記憶にあらうかと思いますが、中学生の中からですね、多分この事業を通してだと思うんですけども、水満田古墳のところの手入れ、写真付きでですね、指摘されたんですけども、同じようなことが去年のこども議会の中でも、大南の陶器の汚れだとか、それから広田の地域活性化の問題だとかですね、発言があったと思うんですね。非常にこの事業をとおしてそういう生徒たちの目から見ても、いろいろ砥部町に対してですね、いい意見が出されております。そういう意味では、私個人は評価が2じゃなくて、1にしてもいいんじゃないかなんていうふうには思うんですけども、1つは、こういう事業を通してですね、だんだんと町行政まで含めて、いろんな指摘がされてくるということも、期待も、実際もされてるわけですから、ますますそういうふうなことも出てくるんじゃないかと思えますんで、その辺については、もっとと言いますか、これからも力を入れていただきたいなというふうに思います。それからもう1点、52ページにキラまち事業という事業が出ておりまして、これは二神先生も数の問題で、数が変わってない、もっとPRをなさいというご指摘も受けてるんですけども、2つほどの中身が実施されたというふうなことがここにありますけど、たまたま上野団地の公民館の活動、公民館の役をされてる方から聞いた話なんですけども、10月に文化祭が、11月ですかね、文化祭があって、いろんな作品が展示されると。でももうそれは大抵この場で終わってしまう。上野団地にはいろんな方がおいでて、たくさんそういう特技を持った方がどうもいるようだ。せつかくだから、この11月の、ここだけで終わらせないで、団地の中の集会所なんかでもそういうことをしたいんで、ちょっと問い合わせしたら、そういうふうなこともできますよというふうな対応をね、社会教育課の方がしてくれたというふうなことをお聞きしたんですけども、やっぱり先生のご指摘もあるように、やっぱりPRをもっともっとね、強めていって、そういう地域の中の文化や伝統なんかを発掘される、普及するような、そういう取組みもこのキラまち事業というのを強めていってもらいたいと思うんですけど、ここでちょっと課長に確認したいんですけど、費用は基本的には町は一切出さないということですよ。あとで確認をし

ていただければいいんですけども、そんなことですね、この事業についてもやっていただきたいということと、もう1つは、これは感想になるんですが、何回かこの場で言っていて、この春から実現しましたけども、学芸員さんの採用というのがですね、できまして、今仕事もしていただいているようなんですけども、この方の仕事がまた、皆さんにもわかるような形でいずれ報告されるんだろうということを期待しております。特に費用のところちょっと課長にお尋ね、この件だけお答えいただければと思います。

○議長（平岡文男） 前田社会教育課長。

○社会教育課長（前田正則） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。このきらりと輝るまちづくりアシスト事業ですが、これにつきましては、ゼロ予算でございます。以上でございます。

○議長（平岡文男） 佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） それですね、この事業を進めようということで、何らかの費用的なものが必要だというふうな場合は、何か相談に乗っていただけるような場所ってというのは、どこになるのでしょうか。

○議長（平岡文男） 前田社会教育課長。

○社会教育課長（前田正則） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。担当は社会教育課になりますので、社会教育課の方に言っていただければと思います。ただあと、広報の活動につきましてはですね、公民館の分館長会等で事業の説明を行ってPRを行っております。今後、愛護班とか子供会の役員会の案内の時に、こういった事業があるから申し出てくれというふうなことで、広報したいとは考えております。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。井上議員。

○12番（井上洋一） 22 ページですが、QUアンケート調査の実施ということで、全国的に毎年このいじめ、不登校、こういう問題は全国的に毎年起こってるのではないかと私は思っております。テレビ、マスコミ報道等で、皆様方もご案内のとおりだろうと思います。砥部町にとっては、目立ってこの問題がクローズアップされることはございませんので、喜ばしいことだと思います。アンケートは、よりよいと私も思っております。今後もこのアンケートを活用して、それ以外でも何か対策がございましたら、ちょっとお答えしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 井上議員さんのご質問にお答えします。QUアンケートにつきましては、経費もいることでございますけれども、毎年中学生のいろんな悩みに限らず、自分の将来のこととか、あるいは友人関係はその当時ですけども、家庭の状況とか、そういう項目もありまして、子どもたち一人一人がそれにアンケートしております。それは、学校の子どもたちの状況を把握する上で、大変有効に使わせていただいております。その他には、子どもを把握する上では、いろんな形で情報の把握をしております。例え

ば、あゆみというような日記がありますけども、毎日、先日来も報道で日記を確認がなかなかできてなかったというような問題もありましたけども、正直に書くとは、子どもたちが、限りませんけども、日々の生活を書いたり、友達関係を書いたりするのを、学担が毎日確認をして、気になるところは問いかけたり、把握するような形にしております。それから、ソシオグラムというような形で、人間、友達が自分の話し相手がしやすい子どもの名前を書いてくださいということで、個人が何人かの子どもの仲の良い友達とか、話よい友達を書いて、それをグラフにしまして、人間関係を把握するような形の情報というか、学担なり学校が一人一人把握する手立てにしております。それから、いわゆる個人のそれぞれの把握につきましては、教育相談という形で、担当の専門的な知識を持っておる教員が待機したり、またはスクールカウンセラーとか、ハート何でも相談員とか、そういう形でいろんな角度からそれぞれの立場で把握しながら、一人ひとりの状況を把握していくと、そういう角度で子どもたちの情報を確認しながら、学校生活を進めているような状況にあります。以上で子どもたちの把握についてご返答、ご回答いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） すみません、1つ忘れておりました。20ページのところになるんですけども、コンピューターの、それぞれ児童生徒数とコンピューターの対比ということで、全国、愛媛、砥部とありまして、小学生の場合は1台あたり砥部が5.5ということで、非常に少ない数字になっています。逆に中学校の場合には、1台あたり8.8人ということで、中学校も、全国平均も愛媛県の平均も超えると言いますかね、大きな数字になっているんですが、この辺についての評価なり、それから今後この辺の数字がどう変わるのか、今すぐお答えが難しければまた後日でも結構なんですが、これを1つお願いしたいと思います。

○議長（平岡文男） 坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。20ページの情報教育推進事業の中での砥部中学校の1台あたりの生徒数ということになりますが、26年度砥部町内の小学校、中学校全てにおいて、5カ年の再契約とありますが、5カ年で更新、全て統一して更新しました。その中で中学校のコンピューターの方も更新したわけですが、現場の声も反映しまして、昨年この数字になっております。全国平均、愛媛県の平均よりも1台あたり人数が多いんですが、今のところ砥部町で、はこの1台あたり8.8人という数字で十分やっつけられるということで考えております。以上でご質問にお答えします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。松崎議員。

○4番（松崎浩司） 18ページでございますが、外国語指導助手配置事業ということで、確かこれ今から4年5年前まで1人で、それ以降昨年まで2人を配置していただいと理解しております。自己評価のところも1であります。順調というふうに評価されて

ると思いますが、先日8月の初めに10人の中学生の研修旅行ということで、オーストラリア、ゴールドコーストに行かれまして、砥部町は非常に外国語教育に対しても、熱心であると思いますが、自己評価1と言えども、やはり100%完璧なものじゃないだろうということで、今後どういうふうな方向に持っていきたいかと、これを膨らませて、どういうふうな事業もやっていきたいとか、そういう自己反省ということじゃないですけども、将来に対する展望とかを、おありでしたらお聞かせいただけたらと思います。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 松崎議員さんのご質問にお答えいたします。英語指導助手ということで、ALT2名の外国の方が各小中学校に計画的に、月に小学校であれば、1つの小学校に週に2回から3回、それから中学校もその時間に、それぞれのところに行って指導をしております。また、幼稚園の方にも今出向いて行っていただいております。英語教育につきましては、一番、グローバルな社会に発展する中で、子どもたちが、すごく外国の方とふれあいとか、言葉を通じてコミュニケーションを図るということで、これからは一番大切な授業の1つと考えております。英語助手2名につきましては、理想を言えばもう1人でも2人でも、例えば他の市町を見てみますと、3人4人の英語助手が控えて教育活動をしておるところがありますけれども、町内の児童数を考えれば、2名の状況で、十分とは言えませんが、計画が進んでいるんじゃないかなと考えますが、今後なお将来的には、英語助手的な指導員がおれば、本当に喜ばしいと思っております。ただ、そういうことでありますけれども、特に松崎議員さんにご質問されましたこれからの国際理解教育という、そういう授業、あるいは活動はどうかということでありますけれども、今NPO法人とか、国際交流とか、そういう形で関わってる方が砥部町の保育所、幼稚園にも週1、2回来て、外国の留学生と一緒に来ていただいて、黒人の方があれ、白人の方であれ、子どもたちがそういう人たちと触れることの経験を授業をできるだけ積極的に進めております。また、海外から来られる方、それから日本、砥部町から海外で活躍している人たちを小中学校の子どもたちに触れさせて、自分たちにも外の社会に向けて活動できるんだという、聞いて、学んで、自分の目標にさせるというような活動も今後いろんな形で進めていければと考えております。以上で松崎議員さんのご質問にお答えします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。以上で報告第8号を終わります。

~~~~~

### 日程第3 議案第40号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について

(説明・質疑・総務常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第3議案第40号砥部町個人情報保護条例の一部改正につい

てを議題といたします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第 40 号砥部町個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、議案の 5 ページの方をご覧ください。一番下のところでございますが、マイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報等の規定を定めるとともに、所要の改正を伴うため、提案するものでございます。今回、マイナンバー法の制定によりまして、住民票を有するすべての個人に対して、新たに 12 ケタの個人番号が付番されることになりました。この法律では、個人番号をその内容に含むいわゆる特定個人情報、これにつきまして、従来の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じることとされておりますので、その規定された事項等について、今回条例を改正するものでございます。それでは、主な内容についてご説明をいたします。議案第 40 号資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。まず 1 ページをお願いいたします。目次中でございますが、第 28 条を第 28 条の 2 に改めるものでございます。次に第 1 条中でございますが、個人情報の次に、個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。という文言を加えます。これにつきましては、以下 12 カ所にわたりまして、同じような内容の改正がございます。次に 2 ページにかけまして、第 2 条でございますが、第 2 条の第 2 号といたしまして、特定個人情報。第 3 号といたしまして、情報提供等記録。第 4 号として、特定個人情報ファイル。これの定義を加えております。次に 3 ページにかけましてですが、第 6 条の 2 といたしまして、特定個人情報保護評価。第 6 条の 3 といたしまして、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知。そして少し飛びますが 6 ページの方をお願いいたします。6 ページの第 6 条の 4 といたしまして、特定個人情報ファイル簿の作成および公表について、規定した条文を加えております。次に 8 ページをお願いいたします。第 8 条の 2 といたしまして、特定個人情報の利用の制限について。次の 9 ページの方の第 8 条の 3 といたしまして、特定個人情報の提供の制限について、規定した条文を加えております。次に 10 ページをお願いいたします。1 番下のところでございますが、第 19 条第 1 項中でございます。15 日以内の次に、特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30 日以内という文言を加えております。次に 11 ページをお願いいたします。第 27 条第 2 項中、75 日の次に、特定個人情報に係る訂正請求にあつては、60 日という文言を加えております。また、第 28 条の 2 といたしまして、情報提供記録の提供先等への通知を規定した条文を加えております。次に 12 ページをお願いいたします。第 29 条の第 2 項といたしまして、新たに何人も第 1 号、第 2 号に定める措置を請求することができるという規定を加えております。最後に 13 ページの方をお願いいたします。第 32 条第 2 項中、75 日の次に、特定個人情報に係る利用中止請求にあつては、60 日という文言を加えております。それでは、議案の方にお戻り下さい。附則として、5 ページをお願いいたします。この条例は法律の施行日であります平成 28 年 1 月 1 日から施行するものでございます。ただ

し、第1号から第3号に掲げる改正規定につきましては、それぞれに定める日からとなっております。以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。三谷議員。

○16番（三谷喜好） きわめて浅はかな質問で恐縮でございます。私こういうのは初めて見たものですから、お尋ねするんですが、例のこの40号の一部改正条例のこの部分の中の、2ページの租税に関する法律の規定に基づく犯則事件と、こう書いてありますが、これはどういう意味でございましょうか。犯則の、普段の私どもの初めて見る言葉でございまして、教えていただいたらと思います。

○議長（平岡文男） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田洋志） 三谷議員さんの質問にお答えします。犯則事件と申しますのは、租税の脱税事件、と理解しております。

○議長（平岡文男） 三谷議員。

○16番（三谷喜好） 誰が聞いてもわかりやすい法律にするならば、そんなの、今言うたようにね、脱税とか事件とか書けばいいのに、これ犯則って、どんなあれがあるのかなど、これへりくつになりますけどね、法律がこういう文書できたら仕方ない、やっぱりわかりやすい事項の1つなんですだから、はい。そこんところ、ここで言うたってどうこうなるもんじゃございませんけれども、まあ一言申し上げておきます。以上。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。山口議員。

○10番（山口元之） この条例の改正についてじゃなくて、関連してですね、今言いよる個人情報の漏洩とかいう問題についてです。明らかに職員の実ミスで漏洩した場合とか、そういう場合には、どういうふうな対処をされるおつもりでしょうか。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 山口議員さんのご質問にお答えします。今、世間の方で個人番号の情報漏洩について、多々情報が入ってきております。これにつきましては、今後どのように対応していくかというのは、まだ情報漏洩に関しての条文については作られておりませんので、そこらあたり、今度、個人情報保護条例の規則なり、運用の中で、もし職員からそういった情報が漏れた場合、どう対応していくかというのは規定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 山口議員。

○10番（山口元之） 今、一番問題になっているのが、そういう漏洩であると思うんですよ。それがまだできてないのに、やれということ自体もちょっとおかしいんじゃないですか。今に合っていない考え方やないんですかね。先にそういうことがあったらこういうふうにするから、マイナンバー登録をしてくれと、そういうお願いはできるけど。事故があってから、対策を考えるようなんで、果たしてきっちり進められるものでしょう

か。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。我々公務員、議員さんも含めてでございますけれども、守秘義務違反というのはございますから、明らかにしたということが守秘義務違反であれば、守秘義務違反ということでございますので、そういった内容につきましての細かいことについては、規則等で定めるという意味でございます。

○議長（平岡文男） 山口議員。

○10番（山口元之） 私が言いよんはね、その守秘義務じゃなくって、その手続き上のミスで漏れたと、そういうときにはどういう対応をするのかと、それを聞きよんですけど。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 山口議員さんのご質問にお答えします。先ほどこれから規定していくと申し上げましたが、現在の砥部町の個人情報保護条例の中で、罰則規定というのが、第49条から53条にかけて、規定されております。その中で、実施機関の職員がその職権を乱用して個人情報の秘密情報を漏らした、こういった場合については、1年以下の懲役とか、50万以下の罰金に処するとか、こういった規定は既につくられておりますので、これに準じて対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（平岡文男） 山口議員。

○10番（山口元之） それもわかるんですよ。今インターネットでこう取られるじゃないですか。職員がどうしようもないじゃないですか。それを聞きよんですよ。そういう場合にすみませんで済みますか、どういうふうなことをするんかということを知りたいんです。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） これにつきましては、今後システムの対応で十分、中身検討して、やっていくという方法でやっていくしかないかなと考えております。この点に関して、情報システム係と十分に連携しながら、各係も十分注意しながら、それぞれ個人も十分そういったことに注意しながら、やっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。お諮りします。議案第40号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。議案第40号は、総務常任委員会に付託す

ることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は45分です。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~  
日程第4 議案第41号 砥部町手数料条例の一部改正について

(説明・質疑・総務常任委員会付託)

○議長(平岡文男) 再開をいたします。日程第4議案第41号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。岡田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長(岡田洋志) 議案第41号をお願いいたします。議案第41号砥部町手数料条例の一部改正について。砥部町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の裏面2ページをご覧ください。マイナンバー法の施行に伴い交付される通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるとともに、個人番号カードの交付に伴い交付が終了する住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、提案するものでございます。今回の改正内容でございますが、新旧対照表で説明させていただきます。それでは議案第41号資料新旧対照表1ページをお願いいたします。左側の改正案をご覧ください。赤字のところですが、第15号として、通知カードの再交付手数料1枚につき500円を定めるものでございます。次に資料裏面2ページをお願いいたします。同じく赤字のところですが、右側、現行の第14号住民基本台帳カードの交付手数料を削り、左側改正案で先に説明いたしました通知カードを第14号とし、個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円を定め第15号とするものです。それでは、議案書の方にお戻りください。1ページをご覧ください。附則でございます。この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条で改正した通知カードの再交付手数料は、平成27年10月5日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(平岡文男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷議員。

○16番(三谷喜好) 私が聞くことは極めて程度が低うございますけど、私は子どもが生むことはないと思、そのあれではないと思、この番号は、出生したその時にもうつけられるのか、あるいは1週間後とか、15日後にこの番号が打たれるのか。

○議長(平岡文男) 岡田税務課長。

○戸籍税務課長(岡田洋志) 三谷議員さんの質問にお答えさせていただきます。住民コードというのがございまして、出生届けを提出された時に、番号の12ケタを割り振り



ます。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。お諮りします。議案第 41 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって議案第 41 号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 5 議案第 42 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 43 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 44 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 45 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 46 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 47 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 48 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（説明・質疑・所管常任委員会付託）

○議長（平岡文男） 日程第 5 議案第 42 号から日程第 11 議案第 48 号までの平成 27 年度補正予算 7 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、私から議案第 42 号の一般会計から第 46 号の浄化槽特別会計までの補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。はじめに一般会計について説明をさせていただきます。一般会計の補正予算書の第 2 号をお手元をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 42 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 2 号。平成 27 年度砥部町の一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 189 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 80 億 4,168 万 5 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。債務負担行為補正、第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正による。地方債補正、第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正による。平成 27 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 3 ページをお願いいたします。歳出補正、3 億 189 万 9 千円の主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。全体的なところで、人事異動に伴う人件費の補正が、747 万 5 千円でございます。まず 1 款議会費でございますが、8 万 4 千円減額し、1 億 1,901 万 4 千円としました。議会費につきましては、全額人件費の補正でございま

す。次に2款総務費でございますが、73万1千円を減額し、9億1,374万2千円といたしました。増額の主なものでございますが、総務管理費では、総務省が配布を計画しております地方公会計標準ソフトウェアを本町で検証するためのシステム構築費用495万5千円の増額。マイナンバー制度に関連しまして、機器導入と中間サーバーとの接続設定委託料268万2千円の増額などがございます。総務費につきましては、人件費の減額の補正額が、増額の補正額を上回ったために、総務費全体では減額補正となっております。なお、2項の徴税費の678万3千円の減額につきましては、人件費の減額でございます。次に3款民生費でございますが、5,329万3千円増額し、25億2,362万6千円といたしました。1項社会福祉費では、グループホームぽかぽかに対するスプリンクラー設置費補助金280万8千円の増額。特別養護老人ホームオレンジ荘に対する多人数部屋の間仕切りの設置費補助金3,080万円の増額。広田老人憩いの家の屋根などの改修工事費800万円の増額などがございます。2項児童福祉費では、子ども・子育て支援事業につきまして、国庫補助金を670万3千円を充当いたします。よって一般財源を増額の670万3千円を減額する財源組替を行っております。次に4款衛生費でございますが、4,057万4千円増額し、7億6,210万6千円といたしました。1項保健衛生費では、主に人件費の減額でございます。2項清掃費では、美化センターの緊急修繕を行い、年間の修繕計画による修繕料が不足するために、修繕料4,108万6千円を増額いたしました。3項上水道費では、上水道事業会計の出資金324万円の増額などがございます。次に6款農林水産業費でございますが、5,225万2千円を増額し、2億8,250万3千円といたしました。1項農業費では、ななおれ梅組合が行う七折梅まつり会場の整備費に対する交付金2,824万5千円の増額。各団体が行う土地改良事業に対する補助金356万円の増額。農業集落排水特別会計への繰出金213万4千円の増額。2項林業費では、林道障子山線の舗装工事費1,593万4千円の増額などがございます。次に7款商工費でございますが、2,301万8千円増額し、1億9,072万8千円といたしました。伝統産業会館の駐車場用地購入費2,229万4千円の増額などがございます。次に8款土木費でございますが、4,666万2千円を増額し、6億2,796万円といたしました。2項道路橋りょう費では、道路維持工事請負費3,130万円の増額。4款都市計画費では、公共下水道事業会計への出資金1千万円の減額。5項住宅費では、公営住宅の玉谷団地及び東団地の外壁等補修工事費1,792万8千円の増額などがございます。次に10款教育費でございますが、8,691万5千円を増額し、15億486万1千円といたしました。2項小学校費では、砥部小学校プール改修工事2,049万6千円の増額。5項社会教育費では、文化財保存顕彰事業といたしまして、三角の理正院楼門の補修費に対する補助金245万7千円の増額。6項保健体育、保健体育費では、学校給食センターの用地造成工事関連経費5,477万2千円の増額などがございます。この財源でございますけれども、2ページをお願いいたします。特定財源といたしまして、大きなもので13款国庫支出金、1,071万2千円。14款県支出金、3,093万2千円。20款町債、5,520万円。一般財源といたしまして、9款地方交付

税、1億円、18款繰越金、9,074万5千円を充てています。次に4ページをお願いをいたします。債務負担行為補正でございます。給食センターの設計にあたり、厨房設備等を考慮して設計する必要がありますので、今年度に業者と契約をするため、給食センター改築に伴う厨房設備購入費に対する債務負担として、期間、28年度、限度額、3億6,507万1千円の債務負担行為を設定をいたします。次に5ページをお願いをいたします。地方債補正でございますが、給食センターの造成工事の増額により、合併特例事業について、1億8,320万円を5,200万円増額し、2億3,520万円といたします。また、水道事業会計への出資金の増額により、一般会計出資債について、4,180万円を320万円増額し、4,500万円といたします。一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明をさせていただきます。国民健康保険事業特別会計の補正予算書の1ページをお願いをいたします。議案第43号平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号。平成27年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,132万9千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,103万1千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万9千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,853万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いをいたします。事業勘定の歳出でございますが、10款諸支出金を4,132万9千円増額し、5,072万3千円といたしました。内容でございますが、国庫支出金等の精算による返還金4,132万9千円の増額でございます。財源でございますが、2ページをお願いをいたします。全額繰越金を充てています。次に5ページをお願いをいたします。直営診療施設勘定の歳出でございますが、1款総務費を56万9千円増額し、5,617万2千円といたしました。人件費の補正でございます。財源でございますが、前のページ、4ページをお願いをいたします。全額繰入金、一般会計の繰入金でございますが、これを充てております。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計につきまして、ご説明をさせていただきます。予算書をお手元をお願いをいたします。予算書1ページをお願いをいたします。議案第44号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号。平成27年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,542万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億830万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いをいたします。保険事業勘定の歳出でございますが、5款基

金積立金を 3,205 万 5 千円増額し、3,208 万 6 千円といたしました。基金への積立金でございます。次に 7 款諸支出金を 1,336 万 7 千円増額し、1,366 万 8 千円といたしました。国庫支出金等の精算による返還金 1,336 万 7 千円の増額でございます。財源でございますが、2 ページをお願いをいたします。4 款支払基金交付金 241 万 7 千円と、8 款繰越金 4,300 万 5 千円を当てております。介護保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、農業集落排水特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算書をお手元をお願いをいたします。1 ページをお開きいただきたいと思っております。議案第 45 号平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算書第 1 号。平成 27 年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,249 万 4 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いをいたします。まず、歳出でございます。1 款事業費を 3 万 4 千円増額し、1,942 万 4 千円といたしました。この内容でございますけれども、今年度に国庫補助を受けて広田と総津の 2 つの排水施設の機能診断を行う予定としておりましたが、国庫補助金の減額により、総津地区の施設の機能診断を 28 年度に先送りしました。そのため委託料を 250 万円減額をいたします。また、広田地区排水施設について、機器の取替工事を行うため、工事費を 253 万 4 千円増額をいたしました。差引 3 万 4 千円の増額でございます。財源でございますが、2 ページをお願いをいたします。3 款国庫支出金、これは国庫補助金でございます。210 万減額し、4 款繰入金、他会計の繰入金、一般会計の繰入金でございますが、213 万 4 千円を増額をいたしました。農業集落排水特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書をお手元をお願いをいたします。1 ページをお願いをいたします。議案第 46 号平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 1 号。平成 27 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 704 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,434 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款浄化槽点検管理費を 704 万 2 千円減額し、8,326 万 7 千円といたしました。内容につきましては、人件費の減額補正でございます。財源でございますが、2 ページをお願いをいたします。1 款事業収入を同額の 704 万 2 千円減額をいたしました。以上で議案第 42 号の一般会計から 46 号の浄化槽特別会計までの補正予算につきまして、

説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（平岡文男） 柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） それでは私の方からは、議案第 47 号、48 号についてご説明させていただきます。まず、議案第 47 号平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。第 1 条、平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 2 条、予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。第 4 号、主要な建設改良事業は、管渠整備費で、4 億 8 千万から 1 億 6,450 万円減額し、3 億 1,550 万円に。第 3 条、平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、まず、収入ですが、第 1 款第 1 項、営業収益を 23 万 5 千円増額し、5,092 万 5 千円に。第 2 項営業外収益を 600 万円減額し、2 億 688 万円とし、収入合計を差引 576 万 5 千円減額し、2 億 5,785 万 5 千円とするものでございます。次に支出ですが、1 款 1 項営業費用を 90 万円増額し、2 億 3,222 万 4 千円とし、支出合計を 2 億 4,609 万 9 千円とするものです。次に第 4 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額 5,290 万 3 千円を不足する額 4,826 万円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,900 万円と過年度分損益勘定留保資金 3,390 万 3 千円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,300 万円と過年度分損益勘定留保資金 3,526 万円に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず、収入ですが、第 1 款第 1 項企業債で、7,660 万円減額し、1 億 6,440 万円に。第 3 項補助金で、8,010 万円減額し、1 億 2,990 万円に。第 6 項他会計出資金で 1 千万円減額し、4 千万円とし、収入合計を 1 億 6,670 万円減額し、3 億 5,901 万 5 千円とするものです。次に支出でございます。1 款 1 項建設改良費で、1 億 7,134 万 3 千円減額し、3 億 4,027 万 5 千円とし、支出合計を 4 億 727 万 5 千円とするものです。2 ページをお願いいたします。次に第 5 条、予算第 5 条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、限度額を 7,660 万円減額し、1 億 6,440 万円とするものです。次に第 6 条、予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、職員給与費を 625 万 1 千円減額し、4,100 万 6 千円とするものです。平成 27 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。主な補正内容でございますが、まず、1 ページ目の 3 条予算におきましては、建設改良費減額に伴う消費税還付金の減、4 条予算では、下水道管渠敷設工事に伴う国庫補助金の交付額が減額されたことによる企業債、他会計出資金の減額や工事請負費の減額でございます。以上で 47 号は終わります。

続きまして、48 号をお願いいたします。議案第 48 号平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。第 1 条、平成 27 年度砥部町水道事業会計の補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 2 条、予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。第 4 号、主要な建設改良事業。第 8 次拡張事業で、924 万円増額し、8,930 万円に。配水管新設及び布設替で 100 万円増額し、1 億 360 万円に。第 3 条平成 27 年度砥部町水道事業会計の予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のと

おり補正するものです。第1款第1項営業費用を466万円減額し、2億7,948万4千円とし、支出合計を3億1,099万6千円とするものです。次に第4条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億1,724万1千円を不足する額1億1,672万4千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億735万4千円を過年度分損益勘定留保資金1億683万7千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。まず、収入でございます。1款1項企業債で、100万円減額し、8,950万円に。2項補助金で193万2千円減額し、506万8千円に。4項工事負担金で、810万円増額し、4,580万円に。6項他会計出資金で324万円増額し、4,512万5千円とし、差引収入合計を840万8千円増額し、1億8,999万3千円とするものです。次に支出です。1款1項建設改良費で、789万1千円増額し、2億2,164万7千円とし、支出合計を3億671万7千円とするものです。2ページをお願いいたします。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、限度額を100万円減額し、8,950万円とするものです。次に第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、職員給与費を700万9千円減額し、4,203万8千円とするものです。平成27年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。主な補正内容でございます。1ページ目の3条予算では、人事異動に伴います管理係人件費の減、4条予算では、同じく人事異動に伴います工務係人件費の減、第8次拡張事業や老朽管更新事業における今年度の設計諸経費率が改正されたこと、併せて学校給食センター配水管移設工事による増額で、これに伴う財源組替でございます。以上ご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） これは最近の新聞の報道からなんですけど、2つあります。1つは、ファミリーサポートセンターが非常に利用がたくさん増えて、非常に喜ばしいことなんですけども、なかなかこの受け手がいないというようなことが出ておましてですね、この辺が具体的にそれを町として、さらに支援が、当然するんだろうと思うんですけど、それに関わるような補正というのは今回あるのかないのか。これが1点です。もう1点は、赤坂泉にある陽光、桜ですね。あの映画のタイトルは、はっきり覚えてないんですけど、陽光桜物語とかなんか、そういうものだったと思うんですが、映画が完成したというふうなことで、紹介もされておりましたが、中身そのものは私もよく把握はしてないんですけども、砥部町にもゆかりのあるような桜ですし、多分、赤坂泉なんかも出てくるんだろうと思うんですけども、砥部町をPRするいい材料になるのかなと、わからないんですが、その辺についての取組みは何か、今回の予算の中に、出てるのかなと思ったんですが、どうも出てないようなんですけども、その2点について、お答えいただければと思います。

○議長（平岡文男） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの佐々木議員さんからのご質問でございますが、

ファミリーサポートセンターの関係でございます。先日、新聞報道で砥部町のファミリーサポートセンターの記事が掲載されました。それで、これに対する予算について、今回補正が上がってないかという質問でございますが、特に今回は、これに関した予算の計上はしておりません。予算は計上しておりませんが、事業については、先ほど言われたように、サポートセンターの受け手が少ないということで、広報、周知をしまして、また個別にもそういった受け手の方の紹介をしてもらおうようなことを実施しております。以上で佐々木議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員さんのご質問の陽光桜の件につきまして、私の方から答弁をさせていただきます。陽光桜と言いますのは、ピンク色の、ちょっとソメイヨシノよりも赤いという、これは川内町の、東温市ですけれども、高須賀さんという人が開発をされた桜でございます。その高須賀さんが、その陽光桜を開発した思いというのは、高須賀さんは、学校の先生をしております、自分の教え子が戦争に行くとすると、そういったことの悲しい思いを覚えて、桜を開発したというふうなことで、今回、それが砥部町にどう関わりがあるかというのは、特にはないんですけれども、その陽光桜を開発した高須賀さんの映画を撮る問題が持ち上がった折に、一番陽光桜がきれいに咲いておると言いますか、たくさん群れておるのは、砥部町の赤坂泉だったということで、あそこを撮影の現場にさせてほしいというふうなことがありまして、ぜひしてくれということで、この間試写会がありまして、私ちょうど行けなくて副町長に行っていたんですけれども、その映画の中では、砥部焼も一部出ておりますし、もちろん赤坂泉も出ておりますので、十分砥部町の宣伝にはなるんじゃないかというふうにも思っておりますし、11月の中旬頃に封切だそうですのでございますので、私もその折にお金を払って見に行こうと思っておりますので、ぜひ議員の皆様方も見に行っていたらというふうに思っております。また、せっかくこういうことで陽光桜、砥部にも赤坂泉のことがありますので、そういったことを利用して、将来というふうなことにしましては、知恵を出し合って、できれば来年の当初にでも、もしあれば、反映をしたいというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に質問はございませんか。西岡議員。

○7番（西岡利昌） ちょっと私の勘違いかもしれんですけど、水道の方は出よったのに、結論は出んのに、なんかちょっと違うような質問があったような感じがするんですが、水道の方はどんなんになりましたでしょうか。結論というか。

○議長（平岡文男） 西岡議員さんちょっと。町長。

○町長（佐川秀紀） 先ほど私、高岡さんのことを高須賀と言ったんですが、高岡さんでございます。訂正させていただきます。

○議長（平岡文男） 西岡議員さん。ちょっと内容がわからぬので、もう1回質問してください。

○7番（西岡利昌） 柿本課長さんが説明されて、その結論が、というか、なんかこれ、水道事業補正予算の説明されたんじゃないけど、それが尻切れで、違うことに、質問になったんじゃないかというんですが。

○議長（平岡文男） ちょっとわからんのやが。西岡さん、全部大江課長と水道課長と、一括で答弁しておりますんで。その途中の、水道の何かわからんところがあるんですか。

○7番（西岡利昌） 特にはありません。しいて言えばですね、水道の職員の費用が下がったというようなことを言われたんじゃないけど、新聞なんかでは、非常に古い老朽化したようなのを直さないかとかいようなことを言いよるけど、砥部町はそういうことはないんで、費用が下がったというのはどういうことで。

○議長（平岡文男） 柿本水道課長。

○生活環境課長（柿本正） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。私が先ほど4月1日の人事異動に伴います人件費の増、減ったり増えたりというふうなことで、根本的に人員の増減という意味ではございません。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。お諮りします。議案第42号から議案第48号までの平成27年度補正予算7件につきましては、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって議案第42号から議案第48号までの平成27年度補正予算7件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、9月18日の本会議でお願いをいたします。

~~~~~

日程第12 議案第49号 平成26年度砥部町水道事業剰余金の処分について

日程第13 認定第1号 平成26年度砥部町一般会計決算認定について

日程第14 認定第2号 平成26年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第15 認定第3号 平成26年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第16 認定第4号 平成26年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第17 認定第5号 平成26年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第18 認定第6号 平成26年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第19 認定第7号 平成26年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第20 認定第8号 平成26年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第21 認定第9号 平成26年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について



## 日程第 22 認定第 10 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計決算認定について

### (説明・質疑・決算特別委員会付託)

○議長(平岡文男) 日程第 12 議案第 49 号平成 26 年度砥部町水道事業剰余金の処分について及び日程第 13 認定第 1 号から日程第 22 認定第 10 号までの平成 26 年度決算認定 10 件についてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長(柿本正) 議案第 49 号平成 26 年度砥部町水道事業剰余金の処分について、ご説明いたします。平成 26 年度砥部町水道事業剰余金を次のように処分することについて、議会の議決を求めるものです。平成 27 年 9 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。水道事業会計の決算につきましては、このあと会計管理者より説明があり、また、本年度も決算特別委員会を開催していただくと聞いておりますので、そこで詳細に説明させていただきますが、お手元の平成 26 年度砥部町公営企業会計決算書をお願いいたします。29 ページをお願いいたします。下から 3 番目に当年度純利益が 2,559 万 3,388 円ございます。次に 31 ページの下の表をお願いいたします。平成 26 年度砥部町水道事業剰余金処分計算書案でございます。この内容を議案書に掲載しているものでございます。議案書にお戻りください。1 といたしまして、当年度未処分利益剰余金、1 億 10 万 957 円のうち、2 の利益剰余金処分額、2,559 万 3,388 円を、第 8 次拡張事業の財源とするため、建設改良積立金へ積み立てるものでございます。提案理由でございます。地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、提案するものでございます。以上で議案第 49 号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(平岡文男) 大野会計管理者。

○会計管理者(大野哲郎) 私の方からは、認定第 1 号から認定第 10 号までの平成 26 年度一般会計、特別会計並びに企業会計の決算認定について、ご説明させていただきます。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。決算認定につきましては、本年も決算特別委員会を設置していただき、ご審議いただけるものと伺っておりますので、先に配布させていただいております議案概要、それから基金につきましては、主要施策の成果説明書の 6 ページの表、これをもって説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議案概要書の 3 ページをお開きください。認定第 1 号平成 26 年度砥部町一般会計決算認定についてご説明いたします。歳入 79 億 3,746 万 5 千円。歳出 71 億 9,697 万 5 千円。差引額が 7 億 4,049 万円となっております。繰越明許費、繰越額は、19 件の事業の繰越で、1 億 8,119 万円となっております、実質収支は 5 億 5,930 万円となっております。なお、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は 1 億円でございます。歳入歳出差引額、実質収支とも、前年度より増加をしております。これは、歳入では地方消費税交付金の増額など、歳出では一部事務組合負担金の減額が大きな要因となっております。次に基金の状況でございますが、基金全体では、2 億

8,708万9千円を積立、2億3,935万6千円を取り崩しました。基金総額は、4,773万3千円増加して、37億1,961万5千円となりました。なお、地域の元気臨時交付金基金は26年度に廃止し、事業の財源として全額取り崩しております。

認定第2号平成26年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、事業勘定でございますが、歳入26億9,485万円。歳出24億8,359万3千円。差引、実質収支とも、2億1,125万7千円となっております。歳入につきましては、26年度に税率改正を行った影響で、前年度より3,752万円増加しております。歳出につきましては、前年度より4,953万2千円減少しております。次に直営診療施設勘定でございますが、歳入8,013万円。歳出8,011万円。差引、実質収支とも、2万円となっております。

次の4ページをご覧ください。続きまして、認定第3号平成26年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について、ご説明いたします。歳入2億2,413万円。歳出、2億1,229万2千円。差引、実質収支とも、1,183万8千円となっております。

次に認定第4号平成26年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定についてご説明いたします。まず、保険事業勘定でございますが、歳入19億5,237万2千円。歳出19億936万6千円。差引、実質収支とも、4,300万6千円となっております。事業運営基金につきましては、389万1千円減少し、基金残高は8,576万7千円となっております。次に介護サービス事業勘定でございますが、歳入5,347万3千円。歳出4,294万3千円。差引、実質収支とも、1,053万円となっております。

続きまして、認定第5号平成26年度砥部町とべの館特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入4,835万6千円。歳出4,055万2千円。差引、実質収支とも、780万4千円となっております。運営基金につきましては、繰越金など912万4千円を積み立てをしており、基金残高は1億7,803万円となっております。

続きまして、認定第6号平成26年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入6,123万2千円。歳出4,890万3千円。差引、実質収支とも、1,232万9千円となっております。歳入は、前年度より1,000万円以上増加しておりますが、平成27年4月から入浴料金改定に伴い、入浴回数券の駆け込み購入が多く、売り上げが伸びたためでございます。運営基金につきましては、歳入不足の補填のため、取り崩しをしております。

続きまして、認定第7号平成26年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入2,338万5千円。歳出2,332万9千円。差引、実質収支とも、5万6千円となっております。

続きまして、認定第8号平成26年度砥部町浄化槽特別会計決算認定についてご説明いたします。歳入1億860万8千円。歳出7,302万2千円。差引、実質収支とも3,558万6千円となっております。保守点検事業運営基金、こちらへ2万6千円積み立てをしており、基金残高は5,735万5千円となっております。また、集中浄化槽の町有施設管

理基金は、4万4千円を積み立て、基金残高は9,460万5千円となっております。

続きまして、認定第9号平成26年度砥部町公共下水道事業会計決算認定についてご説明をいたします。収益的収入2億4,861万円。収益的支出、2億3,240万1千円。資本的収入、4億4,413万1千円。資本的支出、4億8,740万5千円。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、前年度繰越充当財源、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしております。

続きまして、認定第10号平成26年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明をいたします。収益的収入、3億4,292万6千円。収益的支出、2億9,818万9千円。資本的収入、2億582万8千円。資本的支出、4億578万8千円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをしております。以上、大変厳しい財政状況下ではございますが、いずれの会計も引き続き行財政の効率的な運営に努め、健全財政が堅持できるよう努めてまいりたいと考えております。これで平成26年度各会計の決算認定の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） ここで監査委員決算審査の報告を影浦代表監査委員が行います。影浦代表監査委員。

○代表監査委員（影浦浩二） 決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました平成26年度の砥部町一般会計、各特別会計、公共下水道事業会計及び水道事業会計の決算並びに定額資金運用基金の運用状況について、政岡監査委員とともに、去る7月27日、30日及び8月3日の3日間、審査を実施いたしました。審査にあたっては、各担当課、事務局より、予算執行の状況、事務事業の実績等の説明を求め、歳入歳出決算書と関係帳簿や証拠書類の照合、確認を行いました。審査の結果、各会計の決算は、いずれの諸表も適正に表示され、計数的にも正確であると認められました。また、予算の執行、財産の管理につきましても、おおむね適正妥当になされているものと認められました。砥部町の一般会計については、計画的、効率的な行財政運営に努められ、良好な状況であったと見受けられました。主要財源である町税収入は、給与所得の減少や、たばこ離れにより、個人町民税や町たばこ税が減少しておりますが、全体では、法人町民税や固定資産税などの増加により、前年度を約8,200万円、率にして3.9%上回っております。また、徴収率は近年上昇しており、その徴収率の県内市町における順位も、3位にまで上がってきております。このことは、担当職員の不断の努力の賜物と評価するところであり、今後とも公正な課税と徴収に努めていただきたいと思います。次に各施設、設備等の適正な維持管理については、適切な配慮がなされておりますが、施設の指定管理委託料や電算システムの維持管理に係る委託料については、その妥当性を様々な観点から継続的に検討されることが望まれます。特別会計については、各会計とも実質収支において黒字となっております。国民健康保険や後期高齢者医療では、事業費が

減少いたしました。介護保険は事業費が増大しております。今後ともそれぞれの部署で様々なチェック体制が十分機能できるよう配意され、適正な制度運営に努められることを期待いたします。公共下水道事業会計については、適正な入札執行などにより、経費の節減に努められており、おおむね良好な経営状況であると見受けられました。今後とも多額の経費の投入が見込まれますので、さらに徹底した経費の節減とともに、接続率の向上に不断の努力を払われることを期待いたします。水道事業会計については、堅実な運営に努められ、良好な状況であったと見受けられます。今後も第8次拡張事業など、適正な事業の推進とともに、安定した水源の確保と安心安全な飲料水の供給に努めていただきたいと思います。定額資金運用基金の運用状況については、対象は、砥部町奨学基金になりますが、設置の目的に沿って適正に運営されているものと認められました。引き続き、適正な運用に努めていただきたいと思います。本町におきましては、今後ともあらゆる分野において、必要性と妥当性を常に意識され、有効かつ効率的な執行に取り組まれますとともに、目的を持った資金の確保に努められ、新中長期財政計画に則った適正な財政運営の推進を図り、住民福祉がより一層推進されることを期待いたします。その他詳細につきましては、審査意見書により、ご了承いただきたいと思います。これで審査の報告を終わります。

○議長（平岡文男） 大野会計管理者。

○会計管理者（大野哲郎） 失礼します。先ほど私の方で議案説明をさせていただいた中に、一部言い間違いがございました。大変申し訳ございません。訂正をさせていただければと思います。議案概要書の4ページの下から2段目の、認定第9号平成26年度砥部町公共下水道事業会計特別会計でございますが、まず収益的収入、先ほどの説明では2億4,861万円と申し上げましたが、正しくは2億4,861万1千円でございます。同様に、支出額の方も、2億3,240万2千円、でございます。そして、資本的支出の方の額でございますが、4億8,740万6千円でございます。それから、もう1点、次の認定第10号のところでございます。こちらは、収益的収入、こちらを、3億4,292万6千円と申し上げましたが、7千円でございます。大変失礼を申し上げました。よろしく願いをいたします。

○議長（平岡文男） 説明と報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第49号及び認定第1号から認定第10号までの平成26年度決算認定に関する11件については、委員会条例第6条の規定により、監査委員を除く15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号及び認定第 1 号から認定第 10 号までの平成 26 年度決算認定に関する 11 件については、15 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。委員会の審査報告は、12 月定例会において委員長よりお願いします。

お諮りします。ただいま、設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ここで昼食のため、休憩をいたします。再開は午後 1 時 10 分です。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（平岡文男） 再開をします。ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用して、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後 1 時 11 分 休憩

午後 1 時 12 分 再開

○議長（平岡文男） 再開をいたします。決算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。決算特別委員会委員長に西岡利昌君が、副委員長に菊池伸二君が互選されました。ご協力のほどよろしくお願をいたします。決算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、12 月定例会において委員長よりお願いをいたします。

お諮りいたします。ただいま佐川秀紀町長から議案第 50 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。議案第 50 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~

追加日程第 1 議案第 50 号 大洲・喜多衛生事務組合規約の変更について  
(説明・質疑・討論・採決)

○議長（平岡文男） 追加日程第1議案第50号大洲・喜多衛生事務組合規約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。柿本生活環境課長。

○生活環境課長（柿本正） 議案第50号大洲・喜多衛生事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。大洲・喜多衛生事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成27年9月11日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。組合長及び副組合長について、それぞれ大洲市長及び内子町長の職にあるものをもって充てるようにし、並びに組合議員の定数を変更するほか、所要の改正を行うことに伴い、大洲・喜多衛生事務組合規約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。議案第50号資料の新旧対照表をお願いいたします。第5条第1項中、15人を13人に改め、同項の表中、大洲市の7人を6人に、内子町の4人を3人に改め、同条第2項第1号中の関係団体の長及び伊予市及び砥部町の長並びに関係団体のに改めます。第5条第3項を削り、同条第4項中第2項第2号を前項第2号に改め、同項を同条第3項とするものでございます。裏面をお願いいたします。次に第6条中当該関係団体の長、議会の議長を伊予市及び砥部町の長並びに当該関係団体の議会の議長に改めます。第8条第2項及び第3項を改め、第2項に組合長は、大洲市長をもって充てる。第3項に副組合長は、内子町長をもって充てる。第8条に第4項を加え、会計管理者は、大洲市会計管理者をもって充てる。第9条中当該関係団体を大洲市及び内子町に改めるものです。議案書の3枚目をお願いいたします。附則といたしまして、この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行するものでございます。以上で議案第50号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。これから議案第50号の採決を行いたいと思います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。着席をお願いいたします。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了をいたしました。本日は、これにて散会をいたします。

午後1時15分 散会

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

|                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招集年月日                                                                | 平成 27 年 9 月 18 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| 招 集 場 所                                                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |
| 開 会                                                                  | 平成 27 年 9 月 18 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |  |
| 出席議員                                                                 | 1 番 小西昌博            2 番 古川孝之            3 番 菊池伸二<br>4 番 松崎浩司            5 番 佐々木隆雄        6 番 森永茂男<br>7 番 西岡利昌            8 番 大平弘子            9 番 政岡洋三郎<br>10 番 山口元之          11 番 西村良彰          12 番 井上洋一<br>13 番 土居英昭          14 番 中島博志          15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |  |
| 欠席議員                                                                 | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |
| 地方自治法<br>第 121 条<br>第 1 項の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏名 | 町 長                      佐川 秀紀            副町長                      上田 文雄<br>教育長                    武智 省三            総務課長                    重松 邦和<br>広田支所長              佐伯 修二            企画財政課長              大江 章吾<br>戸籍税務課長          岡田 洋志            保険健康課長              相原 清志<br>介護福祉課長          門田 伸介            建設課長                    白形 敏明<br>産業振興課長          萬代 喜正            生活環境課長              柿本 正<br>国体推進課長          西松 伸一            会計管理者                大野 哲郎<br>学校教育課長          坪内 孝志            社会教育課長              前田 正則 |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                                   | 議会事務局長 丸本 正和<br>庶務係長      中山 晃志                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |  |
| 傍聴者                                                                  | 17 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 40 号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 41 号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 42 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 議案第 43 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 5 議案第 44 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 45 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 46 号 平成 27 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 47 号 平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 48 号 平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 請願第 2 号 日本政府に「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」の締結のための  
行動を求める意見書提出についての請願
- 日程第 11 請願第 3 号 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見採択についての請願
- 日程第 12 請願第 4 号 「安全保障関連法案」の策定の中止を求める意見書提出に  
についての請願
- 日程第 13 請願第 5 号 「伊方原発 3 号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に  
確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事  
ならびに愛媛県議会に求める」請願書
- 日程第 14 請願第 6 号 伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を  
求める請願
- 日程第 15 請願第 7 号 「公開討論会」開催について愛媛県知事に「意見書」送付を  
求める請願
- 日程第 16 発議第 4 号 砥部町議会会議規則の一部改正について



日程第 17 議員派遣

- ・閉 会

平成 27 年第 3 回砥部町議会定例会

平成 27 年 9 月 18 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（平岡文男） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 40 号 砥部町個人情報保護条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第 1 議案第 40 号砥部町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました議案第 40 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 40 号砥部町個人情報保護条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号をその内容に含む特定個人情報について、厳格な保護措置を講じ、適正な取扱いを確保するために所要の改正を行うものです。条例の主な改正内容は、第 2 条において、特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルの定義を加えるとともに、第 6 条の 2 として特定個人情報保護評価、第 6 条の 3 として特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、第 6 条の 4 として特定個人情報ファイル簿の作成及び公表、第 8 条の 2 として特定個人情報の利用の制限、第 8 条の 3 として特定個人情報の提供の制限、第 28 条の 2 として情報提供等記録の提供先等への通知の規定を加えています。以上のほか、所要の改正がなされています。なお、附則において、施行期日に関する規定をしています。以上、改正内容は適正と認められ、よって議案第 40 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 40 号の採決を行います。本案に対する西村委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。起立多数です。よって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第41号 砥部町手数料条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第2議案第41号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、議案第41号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第41号砥部町手数料条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い所要の改正をするものです。番号法やマイナンバー法といわれるこの法律に基づき、国民一人ひとりに個人番号を付番し、本年10月以降に通知カードにより本人に通知することとされています。また、本人からの申請により、顔写真付きの個人番号カードを、来年1月以降に交付するものとされています。いずれのカードも初回の個人負担はありませんが、紛失等により再交付となる場合の手数料の金額を規定するために、条例の一部改正を行うもので、通知カード1枚につき500円、個人番号カード1枚につき800円としています。また、個人番号カードの交付に伴って交付が終了する住民基本台帳カードの交付手数料を廃止することとしています。なお、附則において、施行期日に関する規定をしています。以上、改正内容は適正と認められ、よって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。  
これから議案第41号の採決を行います。本案に対する西村委員長の報告は可決でございます。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。  
[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第3 議案第42号 平成27年度砥部町一般会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第43号 平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第44号 平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第45号 平成27年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第46号 平成27年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第47号 平成27年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第48号 平成27年度砥部町水道事業会計補正予算(第1号)

(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第3議案第42号から日程第9議案第48号までの平成27年度補正予算7件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第42号平成27年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費では、総務省が全国の自治体に無償配布予定の公会計標準ソフトが正しく動くか、モニター団体として、事前にテストを行うため、全額助成金を財源に、電算システム構築委託料495万5千円を増額、県と県内市町が連携して実施するサイクリングイベント関連経費61万4千円を増額、社会保障・税番号制度導入に伴い、中間サーバーに接続するための機器導入及び接続設定委託料、業務系システム保守委託料合わせて274万4千円を増額しています。住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度導入に伴い、通知カードと個人番号カードの郵送料や旅費などの経費84万4千円を増額しています。以上のほか、特別職の共済費や一般職員の人件費などの補正がなされています。次に、歳入については、3億189万9千円を増額するもので、地方交付税を1億円増額、国庫支出金を1,071万2千円増額、県支出金を3,923万2千円増額、寄附金を50万円増額、繰越金を9,074万5千円増額、諸収入を551万円増額し、町債を5,520万円増額しています。また、債務負担行為補正では、給食センター改築に伴う厨房設備購入費に対する28年度の債務負担行為3億6,507万1千円を追加設定しています。地方債補正では、学校給食センター建替事業費の増額により、合併特例事業債の限度額を5,200万円増額しています。また、上水道第8次拡張事業に対する出資金の増額により、一般会計出資債を320万円増額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算5件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第42号平成27年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、清掃費関係で、美化センターの乾燥機投入装置のスクリーと破袋機及び乾燥設備の修繕が必要となったため、修繕計画による修繕料の不足額4,108万6千円を増額しています。また、上水道費では、水道事業会計への出資金を324万円増額しています。これは、上水道第8次拡張事業費の増加により出資金を544万円増額したことと、老朽配水管更新事業費の減額により出資金を220万円減額したことによるものです。農業費では、なな

おれ梅組合が実施する七折梅まつり会場の駐車場の舗装や排水設備、身体障がい者用トイレ増築などの整備事業に対する交付金2,824万5千円を増額しております。また、農道改良や灌漑排水、災害復旧などの事業8件に対する町単独土地改良事業補助金356万円を増額、農業集落排水特別会計への繰出金を213万4千円増額しています。林業費では、今年度から3か年で舗装する林道障子山線1,909メートルのうち、今年度分640メートルの舗装工事費1,593万4千円を増額、木造新築住宅建築支援事業費補助金3棟分75万円を増額しています。商工費では、東京都で開催される町イチ！村イチ！2015へ出展し、町産品や観光などをPRするための旅費等関係経費23万2千円を増額、砥部焼伝統産業会館の駐車場整備のため、用地購入費や建築物解体撤去工事費など関係経費2,229万4千円を増額しています。土木費では、町道大南大岩橋線など町道5路線他2線の維持・補修に係る工事請負費を3,130万円増額、町道高尾田宮内線の拡幅改良に伴う登記事務委託料21万5千円を増額、高市E地区のがけ崩れ防災対策工事測量調査設計委託料185万円を増額し、国庫補助金減額に伴い、工事費を減額した公共下水道事業会計への出資金を1,000万円減額しています。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅玉谷団地と特定公共賃貸住宅東団地の屋根・外壁等の補修工事請負費1,792万8千円を増額しています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。次に、議案第45号平成27年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号は、歳出では、処理施設の機能診断事業に係る国庫補助金の減額に伴い、総津処理施設分を来年度実施としたため、機能診断調査委託料250万円を減額しています。また、広田処理施設の水中攪拌機と自動微細目スクリーン1機の取換工事請負費253万4千円を増額しています。収入では、国庫補助金を210万円減額し、一般会計繰入金を213万4千円増額しています。次に、議案第46号平成27年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号は、歳出では、職員の異動に伴い、人件費を704万2千円減額し、歳入では、保守点検料を704万2千円減額しています。次に、議案第47号平成27年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第1号は、第2条の業務の予定量について、主要な建設改良事業の管渠整備を3億1,550万円に改めています。次に、収益的収入及び支出において、支出では、浄化センター見学時の案内・説明用の拡声器3台の購入費5万2千円を増額、職員の異動に伴い、人件費を64万2千円増額、下水道事業のパンフレット3,000部の印刷製本費20万6千円を増額しています。収入では、指定工事店の更新登録数が、当初の見込みより増加したことにより、登録手数料を23万5千円増額しています。また、国庫補助金の減額により、建設改良費が減額となることに伴い、消費税及び地方消費税還付金を600万円減額しています。次に、資本的収入及び支出において、第4条本文の括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,826万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,300万円と過年度分損益勘定留保資金3,526万円で補填するものとするよう改めています。支出では、建設改良費において、職員の異動に伴い、人件費を689万3千円減額、書類整理棚の購入費5万円を増額、国庫補助金の減額に伴い、工事請負費を

1億6,450万円減額しております。収入では、建設改良費の減額に伴い、企業債を7,660万円、国庫補助金を8,010万円、一般会計出資金を1,000万円それぞれ減額しています。次に、起債の限度額を、既決限度額2億4,100万円から7,660万円減額し、1億6,440万円としています。次に、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている職員給与費の額を、625万円1千円減額し、4,100万6千円に改めています。次に、議案第48号平成27年度砥部町水道事業会計補正予算第1号は、第2条の業務の予定量について、主要な建設改良事業の第8次拡張工事を8,930万円に、配水管新設及び布設替を1億360万円に改めています。次に、収益的支出において、職員の異動に伴い、人件費を466万円減額しています。次に、資本的収入及び支出において、第4条本文の括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,672万4千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額988万7千円と過年度分損益勘定留保資金1億683万7千円で補填するものとするよう改めています。支出では、建設改良費において、職員の異動に伴い、人件費を234万9千円減額、第4水源地電気計装改修工事などの設計委託料を200万円減額しています。また、川井地区配水管布設替工事費を960万円減額し、第8次拡張事業や学校給食センター配水管布設替など4件の工事費2,184万円を増額しています。収入では、企業債を100万円減額、国庫補助金を193万2千円減額、工事負担金を810万円増額、一般会計出資金を324万円増額しています。次に、起債の限度額を、既決限度額9,050万円から100万円減額し、8,950万円としています。次に、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めている職員給与費の額を、700万9千円減額し、4,203万8千円に改めています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第42号、第45号、第46号、第47号及び第48号の5議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第42号平成27年度砥部町一般会計補正予算第2号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係で、県の民生児童委員・主任児童委員実費弁償費補助金の基準単価の引き上げに伴い、報償金を48万円増額、26年度事業費の確定に伴い、臨時福祉給付金事業費補助金返還金8万5千円を増額、グループホームぼかぼかのスプリンクラー設置事業に対して、全額国庫補助金を財源とする補助金280万8千円を増額、特別養護老人ホーム砥部オレンジ荘のプライバシー保護のため多人数部屋に間仕切りを設置する事業に対して、全額県補助金を財源とする補助金3,080万円を増額、高齢者生活福祉センターの温水ボイラー修繕と業務用冷凍冷蔵庫購入に要する経費67万7千円を増額、広田老人憩いの家の改修工事費800万円と同施設のマッサージチェア購入費21万1千円を増額、国民年金電算システム改修委託料43万2千円を増額、国保診療所職員の人件費補正に伴い、

国保直営診療施設勘定への繰出金を56万9千円増額しています。児童福祉費関係では、放課後児童クラブ保育料について、納付書や口座振替による支払いに対応するため、システム改修委託料69万2千円を増額、宮内保育所污水管布設替工事費53万9千円を増額、麻生児童館の2階軒部分修繕料29万7千円を増額しています。また、児童福祉総務費において、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金67万3千円を子ども・子育て支援費に充てるため、財源組替を行っています。衛生費、保健衛生費関係では、町民が予防接種により健康被害を被った疑いがあることに伴い、予防接種健康被害調査委員会を開催するため、委員報酬など6万円を増額しています。また、健康増進費において、精神衛生費国庫補助金として計上していた19万4千円が、県の間接補助金となったことに伴い、財源組替を行っています。教育費では、砥部小学校のプールの防水シート張替えや更衣室棟を改修するため、工事請負費を2,049万6千円増額、砥部中学校の光学台や天体望遠鏡などの理科備品を追加購入するため、備品購入費を39万6千円増額、私立幼稚園就園奨励費補助金を127万5千円増額、町指定文化財の理正院楼門修復工事に対する補助金245万7千円を増額、10月24日から坂村真民記念館で開催する企画展、坂村真民と一遍上人の趣旨に賛同する事業者の寄付金を財源として、この企画展の周知に要する経費50万円を増額、陶街道ゆとり公園グラウンドゴルフ場の看板設置や備品倉庫購入などの経費99万5千円を増額、学校給食センター建替に伴う、用地造成工事費4,900万円、水道負担金529万6千円、建築確認等の手数料47万6千円を増額しています。以上のほか、教育長の共済費や一般職員の人件費などの補正がなされています。次に、議案第43号平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、事業勘定で、26年度事業費の確定に伴い、交付過多となった療養給付費等交付金などの返還金4,132万9千円を増額しています。この財源は、全額、前年度繰越金で賄っています。直営診療施設勘定では、職員の人件費を56万9千円増額しています。この財源は、一般会計繰入金で賄っています。次に、議案第44号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号は、保険事業勘定のみ補正で、歳出では、介護保険事業運営基金積立金を3,205万5千円増額、26年度事業費の確定により、交付過多となった国庫負担金や県補助金などの返還金を1,336万7千円増額しています。歳入では、支払基金交付金を241万7千円増額、繰越金を4,300万5千円増額しています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第42号、第43号及び第44号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。訂正をいたします。児童福祉総務費において、交付金の金額が間違っておりました。正しくは675万3千円でございます。以上です。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行いたいと思います。議案第42号平成27年度砥部町

一般会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第42号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決でございます。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第43号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員です。ご着席ください。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第44号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員です。ご着席ください。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号平成27年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号平成27年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第1号について、討論を行い



ます。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 46 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） ご着席ください。よって、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 47 号平成 27 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） ご着席ください。よって、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 48 号平成 27 年度砥部町水道事業会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 48 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） ご着席ください。起立多数でございます。よって、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

~~~~~

日程第 10 請願第 2 号 日本政府に「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」の締結のための行動を求める意見書提出についての請願  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 10 請願第 2 号日本政府に核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める意見書提出についての請願を議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、請願第 2 号日本政府に「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」の締結のための行動を求める意見書提出につい

ての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、全ての国の核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約が締結されるよう努力し、行動することを求める意見書を、政府に対して提出することを求めるものです。協議において、核兵器がない方が良いのは分かっているが、国際環境の現状を考えると、現実的には困難であり、不採択とするしかないとの意見や、武器対武器では、本当の平和的解決にならないので、唯一の被爆国として、地方からも声を上げるべきであるとの意見などがあり、採決の結果、請願第2号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。これから請願第2号の採決を行います。委員長の報告は不採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立少数]

○議長（平岡文男） 1人でございます。起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11 請願第3号 安全保障関連2法案の廃案を求める意見採択についての請願  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第11 請願第3号安全保障関連2法案の廃案を求める意見採択についての請願を議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、請願第3号安全保障関連2法案の廃案を求める意見採択についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、戦争につながる安全保障関連2法案の廃案を求める意見書を、国の機関に対して提出することを求めるものです。協議において、憲法解釈については、国際情勢も変わって来ており、今の内閣法制局長官がどう解釈しているかが重要であり、憲法違反とは思わないとの意見や、国民に理解できるような説明がされておらず、法案に反対する国民も多く、採択すべきとの意見、判断に迷う状態であり、本当に理解できるまで継続審査とすべきとの意見などがあり、採決の結果、請願第3号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。これから請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。請願第3号を報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数でございます。ご着席ください。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第12 請願第4号 「安全保障関連法案」の策定の中止を求める意見書提出についての請願

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第12 請願第4号安全保障関連法案の策定の中止を求める意見書提出についての請願を議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、請願第4号安全保障関連法案の策定の中止を求める意見書提出についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、安全保障関連法案の策定を中止するよう求める意見書を、政府に対して提出することを求めるものです。協議において、先ほどの請願第3号とほとんど同じ請願事項であり、継続審査とすべきとの意見があり、採決の結果、請願第4号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。これから請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。請願第4号を報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数でございます。ご着席ください。よって、請願第4号は継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第 13 請願第 5 号 「伊方原発 3 号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事ならびに愛媛県議会に求める」 請願書

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第 13 請願第 5 号伊方原発 3 号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事ならびに愛媛県議会に求める請願書を議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、請願第 5 号伊方原発 3 号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事ならびに愛媛県議会に求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、一つ、巨大地震が発生しても、伊方原発敷地には 1,000 ガルを超える地震動が起きないかどうかについて、あらためて県の責任において、多方面の専門家、研究者で構成される検討作業チームを設置し、公開の場で検討作業を行うこと、一つ、現行地域防災計画の実効性確保のために、その検証責任の所在を明確にし、検証機関を県に設置し、公開の場での検証作業を行うこと、一つ、福島原発事故の教訓を踏まえ、30 キロ圏以遠におけるプルーム対策についての新たな具体的防災計画を策定すること、一つ、伊方原発 3 号機の安全性、並びに原子力地域防災計画の有効性が検証されない限り、伊方原発 3 号炉再稼働の拙速な同意を行わないことを求める意見書を、愛媛県知事並びに愛媛県議会に提出することを求めるものです。協議において、福島第一原発の事故原因が、いまだに十分に究明されたとはいえず、不安が払拭されておらず、採択すべきとの意見や、地元である伊方町が判断を示しておらず、継続審査を望むとの意見などがあり、採決の結果、請願第 5 号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。これから請願第 5 号の採決を行います。請願第 5 号に対する委員長の報告は継続審査です。請願第 5 号を報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数でございます。ご着席ください。よって、請願第 5 号は継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 14 請願第 6 号 伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を  
求める請願

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第 14 請願第 6 号伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を求める請願を議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、請願第 6 号伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、原発事故を確実になくすという確認ができていない現状においては、伊方原発の再稼働を認めないよう求める意見書を、愛媛県知事に提出することを求めるものですが、採決の結果、請願第 6 号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。これから請願第 6 号の採決を行います。請願第 6 号に対する委員長の報告は継続審査でございます。請願第 6 号を報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。  
[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数でございます。ご着席ください。よって、請願第 6 号は継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 15 請願第 7 号 「公開討論会」開催について愛媛県知事に「意見書」送付を  
求める請願

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第 15 請願第 7 号公開討論会開催について愛媛県知事に意見書送付を求める請願を議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、請願第 7 号公開討論会開催について愛媛県知事に意見書送付を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、伊方原発の再稼働問題について、公開討論会を開催するよ

う求める意見書を、愛媛県知事に提出することを求めるものです。協議において、2006年にプルサーマル計画に関して、愛媛県は公開討論会を開催しており、今回も県民の声を聞く場を設けることは当然であるとの意見や、福島原発事故による放射性物質を含む廃棄物の処理問題も解決されておらず、是非、賛成や反対の意見を交わすことのできる公開討論会の開催を望むとの意見などがあり、採決の結果、請願第7号は、採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番井上君。まず委員長の報告に反対者の発言を許します。

○12番（井上洋一） 12番井上洋一です。伊方原発についての公開討論会開催について愛媛県知事に意見書送付を求める請願について、反対の立場で討論します。原子力規制委員会は、いわゆるパブリックコメントを実施しました。寄せられた意見総数は3千件を超え、これらを踏まえた上で、原子炉設置変更許可を行うことが決定されました。すなわち、パブリックコメントにより、批判的意見を受け付けた上で、国の安全審査、許可がなされているということでもあります。県の伊方発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会は、国の審査と平行に、伊方3号機の新規制基準への適合状況について、県が委嘱する学識経験者が、それぞれの専門の立場から、地域の日線で、確認、チェックしたものであります。中村知事は、伊方3号機の再稼働について、安全性や必要性を含む国の考え方、四国電力の取り組み姿勢、地元の理解を踏まえ、総合的に判断することにしております。そして、地元の理解については、伊方町の判断や周辺地域の方々の意見、伊方原発環境安全管理委員会の審議、そして県民の代表である県議会の議論等を十分踏まえて、総合的に判断することにしております。そのようなことから、知事は、広く、県民の意見を聞いていないとは思わないし、公開討論会の開催について、知事に意見書を送付することについては、反対であり、議員各位のご賛同をお願いして討論を終わります。以上です。

○議長（平岡文男） 次に西村委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。1番小西君。

○1番（小西昌博） 1番小西昌博です。私は、公開討論会開催について愛媛県知事に意見書送付を求める請願に賛成の立場で討論いたします。本年7月に国の原子力規制委員会は、伊方原発3号機の安全対策が、福島原発事故を踏まえて策定した新規制基準に適合していると結論付けましたが、私は、安全性に対する県民の懸念はぬぐえていないと感じております。平成18年に伊方原発3号機プルサーマル計画の安全性の問題が焦点になった時には、愛媛県は、賛成、反対の研究者6人をパネリストに公開討論会を開催しております。私は、この時のように、再稼働に向けた国の方針に対して、容認な立場

な人、慎重な立場な人も含めた愛媛県主催の公開討論会を開催していただきたいと思  
います。以上のことから、委員長報告の採択についての賛成討論といたします。

○議長（平岡文男） 他に討論はございませんか。面岡君。

○7番（面岡利昌） 私も井上議員さんと同じに、開催をするべきことに対しては反対  
であります。愛媛県知事の中村時広さんは、特定の政党の推薦ではなく、多くの政党の推  
薦、また企業、県民の推薦で選ばれた人です。その知事がやはり、総合的に判断  
され、県民に何がベストであるかということ判断されて、自らすることであって、ち  
よっと20市町ありますけれども、砥部町がそういうことをしてもよろしいですけど、私  
は反対であります。以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に討論はございませんか。佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 私は、委員長の報告とおりに、採択することに賛成の立場から、  
討論をいたします。原子力規制委員会が、7月15日に3号機の審査書を決定、伊方町長  
は、安全性が確認されたと述べ、知事は住民討論の場を設けず対応しようとしています。  
国は、知事と伊方町長に地元同意を要請、非常に稼働に向けて動きが早まってきており  
ます。しかし、みなさんご存じのとおり、伊方原発は目の前に中央構造線活断層帯が走  
り、真下には南海トラフの震源域があります。地震や火山活動が静かな時期から、今活  
動期に移っているということも脅威です。事故が起これば、伊方には汚染水のタンクを  
並べる場所もなく、瀬戸内海を死の海にしてしまう恐れが濃厚です。住民の避難は困難  
で、被曝を免れる保証はありません。そんな中で、住民の声をもっと聞くことがまず大  
事ではないか、先ほどの賛成討論にもありましたように、賛否両論含めて大いにやっ  
たらいいじゃないですか。私は、そういう立場で広く県民の声を聞くことがまず重要だ  
ということで、この採択に賛成をいたします。

○議長（平岡文男） 他に討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） これで討論を終わります。これから請願第7号の採決を行います。  
請願第7号に対する西村委員長の報告は採択です。請願第7号を報告のとおり決定す  
ることに賛成の方の、ご起立を求めます。

[起立少数]

○議長（平岡文男） 5名です。起立少数です。ご着席ください。よって、請願第7号  
は不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第16 発議第4号 砥部町議会会議規則の一部改正について

○議長（平岡文男） 日程第16 発議第4号砥部町議会会議規則の一部改正についてを  
議題とします。提案理由の説明を求めます。7番、面岡議会運営委員長。

○議会運営委員長（面岡利昌） 発議第4号砥部町議会会議規則の一部改正について、

次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。平成27年9月18日提出、砥部町議会議長平岡文男様。砥部町議会運営委員長、西岡利昌。砥部町議会会議規則の一部を改正する規則。砥部町議会会議規則の一部を次のように改正する。第2条に、次の1項を加える。議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。提案理由でございますが、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものでございます。以上簡単でございますが、提案理由といたしますので、ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はございますか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。これから発議第4号の採決を行います。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 議員派遣について

○議長（平岡文男） 日程第17 議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。10月23日に徳島県で開催される第56回四国地区町村議会議長会研修会及び11月に開催予定の議会報告会に、全議員を派遣したいと思っております。これにご異議ございませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、ただいま申し上げたとおり、派遣を決定することにいたしました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。



これで本日の議事日程は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。町長のごあいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、9月10日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心にご審議を賜り、継続審議となりました決算認定を除き、議案をご議決くださいましたことに対しまして心からお礼申し上げます。これから、平成28年度予算の編成時期を迎えますが、健全財政を堅持するため、各事業を精査し、当初予算を編成したいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。朝夕涼しくなり、寒暖の差が激しい季節となってまいりました。議員の皆様には、お身体にご自愛のうえ、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 以上をもちまして、平成27年第3回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

# 資 料

平成27年9月11日

## 決算特別委員会 委員名簿

| 役 職     | 氏 名     |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 面 岡 利 昌 |
| 副 委 員 長 | 菊 池 伸 二 |
| 委 員     | 小 西 昌 博 |
| 委 員     | 古 川 孝 之 |
| 委 員     | 松 崎 浩 司 |
| 委 員     | 佐々木 隆 雄 |
| 委 員     | 森 永 茂 男 |
| 委 員     | 大 平 弘 子 |
| 委 員     | 山 口 元 之 |
| 委 員     | 西 村 良 彰 |
| 委 員     | 井 上 洋 一 |
| 委 員     | 土 居 英 昭 |
| 委 員     | 中 島 博 志 |
| 委 員     | 平 岡 文 男 |
| 委 員     | 三 谷 喜 好 |